

書誌第103号追

# 瀬戸内海水路誌

追補第1

令和5年（2023）8月18日発行



海上保安庁

# 瀬戸内海水路誌

## 追補第1

この追補は、令和5年3月刊行の瀬戸内海水路誌の記載事項を更新するもので、令和5年6月16日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和5年8月18日

海上保安庁海洋情報部

## 注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
V	挿図目次	
VI	挿図目次	
19	機船船びき網漁業	
33	法規、海上交通安全法	
48	大阪湾の台風・津波等対策	
48-1	大阪湾の台風・津波等対策	
48-2	大阪湾の台風・津波等対策	
50	明石海峡の目標、航法	
51	明石海峡の航法	
51-1	明石海峡の航法	
52	明石海峡の航法	
52-1	明石海峡の航法	
53	明石海峡の航法	
55	明石海峡の航法	
55-1	明石海峡の航法	
56	明石海峡の航法	
56-1	明石海峡の航法	
57	明石海峡の航行安全指導	
58	明石海峡の航行安全指導	
58-1	明石海峡の航行安全指導	
59	明石海峡の漁業	
72	備讃瀬戸の巨大船等の航行に関する通報	
72-1	備讃瀬戸の巨大船等の航行に関する通報	
73	備讃瀬戸の巨大船等の航行に関する通報	
101	来島海峡の海難	
101-1	来島海峡の海難	
102	来島海峡の海難	
102-1	来島海峡の航法	
107	来島海峡の巨大船等の航行に関する通報	
107-1	来島海峡の巨大船等の航行に関する通報	
108	来島海峡の巨大船等の航行に関する通報	
114	来島海峡の注意	
144	関門海峡の航法	
149	関門海峡の早鞆瀬戸水路の航行に関する通報	
152	関門海峡の針路法	
154	関門海峡の航行安全指導	
195	大阪湾堺泉北区の港湾施設、台風・津波対策	
210	大阪湾神戸区の台風・津波等対策	
211	大阪湾神戸区の台風・津波等対策	
232	水島港の事前通報	
292	徳山下松港の錨地	
292-1	徳山下松港の架橋、架空線、最大入港船舶	
295	三田尻中関港の港湾施設	
297	宇部港の水先、港湾施設	
297-1	宇部港の架空線	
298	宇部港の最大入港船舶、台風・津波等の異常気象時の対策	
301	荊田港の最大入港船舶、台風・津波等の異常気象時の対策、 荒天時の注意	
303	中津港の台風・津波等の異常気象時の対策	
306	別府港の台風・津波等の異常気象時の対策	

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
308	大分港の錨地	
309	大分港の台風・津波等の異常気象時の対策	

## 挿図目次

第1図	各地の年平均強風日数（最大風速 10m/s 以上）	2
第2図	台風の経路図	3
第3図	備讃瀬戸周辺海域におけるこませ網漁業主要漁場参考図	15
第4図	こませ網漁法参考図	16
第5図	備讃瀬戸周辺海域におけるサワラ流し網漁業主要漁場参考図	17
第6図	備讃瀬戸周辺海域におけるマナガツオ流し網漁業主要漁場参考図	17
第7図	サワラ・マナガツオ流し網漁法参考図	18
第8図	機船船びき網漁法参考図	19
第9図	洲本沖灯浮標及び由良瀬戸付近海域における経路図	44
第10図	大阪湾針路法図	46
第11図	大阪湾北部海域における経路図	47
<b>第11-1図</b>	<b>大阪湾錨泊自粛勧告エリア図</b>	<b>48-2</b>
第12図	明石海峡航路行先信号図	51
第13図	明石海峡航路東側出入口付近海域における経路図	54
第14図	明石海峡航路西側出入口付近海域における経路図	55
第15図	大阪湾海上交通センターからの情報聴取義務海域図	56
第16図	緊急用えい索例図	57
第17図	大阪湾海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図	58
第18図	備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路航法図	64
第19図	備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路航法図	65
第20図	備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路行先信号図	70
第21図	備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路行先信号図	71
第22図	備讃瀬戸海上交通センターからの情報聴取義務海域図	74
第23図	備讃瀬戸海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図	76
第24図	直島水道航法図	85
<b>第25-1図</b>	<b>来島海峡における海難の海域別発生状況図</b>	<b>102</b>
第25図	来島海峡航路航法図その1	103
第26図	来島海峡航路行先信号図	104
第27図	来島海峡航路航法図その2	105、106
第28図	来島海峡海上交通センターからの情報聴取義務海域図	109
第29図	来島海峡海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図	112
第30図	釣島水道付近海域における経路図	121
第31図	音戸ノ瀬戸付近海域における経路図	125
第32図	大島瀬戸における経路図	128
第33図	伊予灘付近における機船船引き網漁業操業海域図	134
第34図	関門海峡海上交通センターからの情報聴取義務海域図	144

目 次

---

第 35 図	関門港航法図その 1	145
第 36 図	関門港航法図その 2	146
第 37 図	関門海峡針路法図	152
第 38 図	関門海峡海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図	154
第 39 図	六連島周辺海域投錨仮泊区域図	156

ラジオ放送（中短波） 1,651kHz（日本語）（毎時15分、及び45分から各15分間）

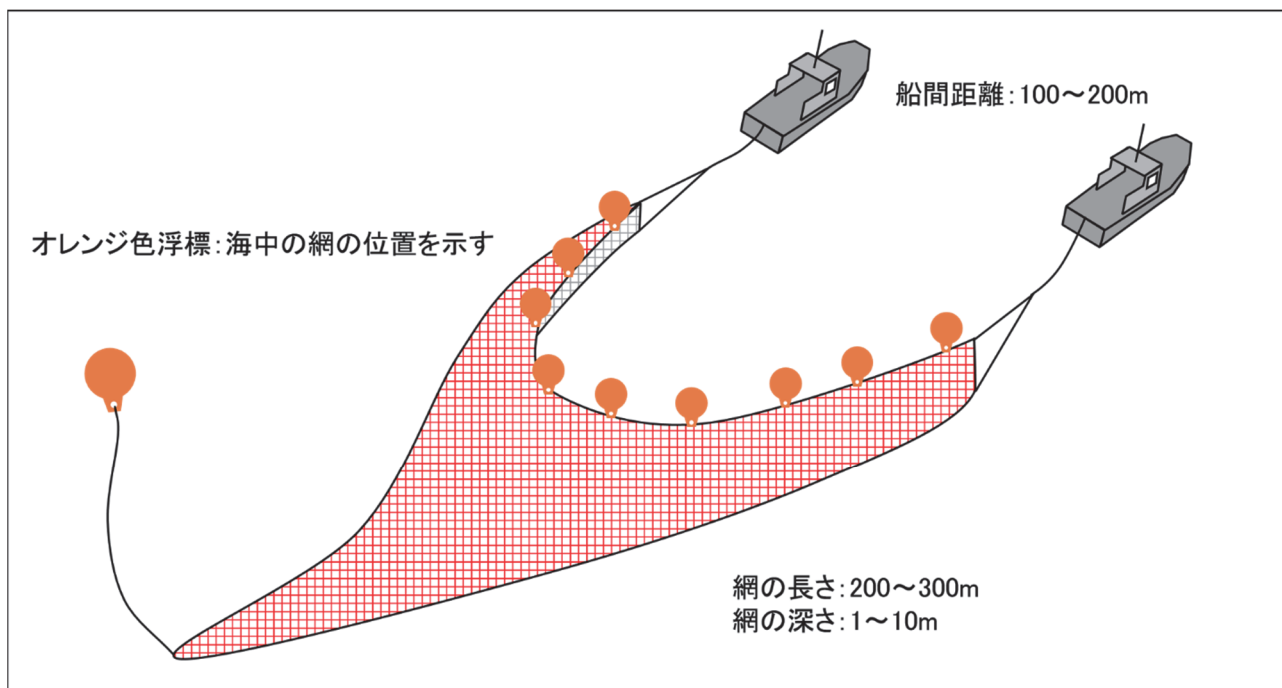
2,019kHz（英語）（毎時00分、及び30分から各15分間）

電話番号 大阪湾海上交通センター 078-381-9118

情報課 0799-82-3048

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>

### 第8図 機船船びき網漁法参考図



**タイ網等** タイ網の時期は4~7月で、明石海峡から備後灘間において盛んに行われているが、来島海峡以西ではほとんど行われぬ。また、タコつぼを引揚げている小型漁船は一年中、航路筋周辺の至る所で認められる。これらは流れに逆らって操業しているため、一見航走しているように見える。

**定置網・養殖施設** 距岸2M（所により4M）以内の沿岸海域には、いたる所に定置網やハマチ、ノリ、ワカメ、カキ、真珠などの養殖施設がある。このうちノリ養殖施設は、かなり沖合まで設置されているものもあるので、特に注意を要する。

これらの定置網や養殖施設の設置位置、期間等は、ウェブサイト「海洋状況表示システム（愛称：海しる）」に掲載している。なお、「海しる」に掲載していないもので、船舶の航行に支障を及ぼすおそれのあるものについては、その都度水路通報、管区水路通報で周知される。

ただし、水深27m以浅の沿岸海域には共同漁業権に基づく刺網、飼付、つきいそ漁業等が多数存在するが、個々の位置が確定していないため「海しる」には掲載しておらず、水路通報、管区水路通報でも周知されない。

「海しる」URL <https://www.msil.go.jp/>

**魚礁** 沿岸海域には多数の魚礁があり、これらの設置位置は海図に記載してある。なお、海図に記載されていないもので、船舶の航行に支障を及ぼすものについては、その都度水路通報、管区水路通報で周知される。

火 薬 類		爆薬 1t に換算される数量
火 薬		2t
火工品（弾薬を含む。以下この表において同じ。）	実包又は空包	200 万個
	信管又は火管	5 万個
	銃用雷管	1,000 万個
	工業雷管又は電気雷管	100 万個
	信号雷管	25 万個
	導爆線	50km
	その他	その原料をなす火薬 2t 又は爆薬 1t
爆薬、火薬及び火工品以外の物質で爆発性を有するもの		2t

- ② ばら積みの高圧ガスで引火性のものを積載する総トン数 1,000 t 以上の船舶
- ③ ばら積み引火性液体類を積載する総トン数 1,000 t 以上の船舶
- ④ 有機過酸化物（その数量が 200 トン以上であるものに限る。）を積載する総トン数 300 t 以上の船舶

(3) 特別危険物積載船

総トン数 50,000 t（積載している危険物が液化ガスである場合には、総トン数 25,000 t）以上の危険物積載船

(4) 長大物件えい航船等

船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が 200m 以上である船舶

3 巨大船等の航行に関する通報

巨大船等の船長は、海上交通安全法により定められた航路を航行しようとするときは、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、航路航行予定時刻、当該船舶との連絡手段等の通報事項を航路担当の海上交通センターに通報しなければならない（海上交通安全法第 22 条、同法施行規則第 10 条～第 14 条及び昭和 48 年海上保安庁告示第 109 号「巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示」）。

航路毎の対象船舶、通報事項等は「第 2 編 航路記」に記載、書面及び [ファクシミリ電子メール](#) による通報様式は次ページ参照。



4 大阪湾では10 t未満の漁船により次表の漁業が行われている。

漁業種類	漁網の長さ	操業期間	制限又は条件
サワラ流し網漁業	3,000m以内	4～12月 (盛漁期) 春漁 4～6月 秋漁 10～12月	1 投網は日没1時間前から開始、揚網は日出1時間以内に完了すること。 2 北もしくは西に位置する標識を赤旗及び赤閃光灯。 南もしくは東に位置する標識を緑旗及び緑閃光灯。 中間(設置しない場合あり)500m間隔で、黄閃光灯を掲げる。
ツバス流し網漁業	600m以内	5～9月	
スズキ流し網漁業	300m以内	4～12月	

5 大阪湾のほぼ中央付近(34° 32.7' N 135° 11.3' E)に9月～翌年5月、のり養殖施設が設置される。

### 錨地

1 阪神港神戸区及び大阪区の間水域及び20m等深線付近が好錨地といわれている。3,000 t以下の船舶は水深20m以内でないとうねりのため走錨する危険がある。

大阪湾は周囲を陸岸に囲まれているものの、友ヶ島水道から外洋の波浪が侵入する。過去に、台風がこの地方を通過した際、この波浪のため避泊していた船舶が多数走錨したことがあるので注意を要する。

2 台風が北を通過する場合、大型フェリーは関西空港北側～岸和田沖に避泊している。

### 台風・津波等対策

1 関西国際空港周辺海域に錨泊しようとする船舶に対して、関西国際空港の陸岸から3海里離れた海域において錨泊するように指導している。さらに、大阪府泉佐野市、泉南市又は泉南郡田尻町において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生が予想される場合には、海上交通安全法の規定に基づき、次のとおり船舶の錨泊自粛勧告が発せられる。

#### 【錨泊自粛勧告】

海域：関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里以内の範囲(第11-1図参照)

期間：大阪府泉佐野市、泉南市又は泉南郡田尻町において暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があるときと判断される時。

船舶：1 100総トン以上の船舶は、関西国際空港から3海里以内の海域に錨泊しないこと。

2 関西国際空港から3海里以内の海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。

① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず対象海域で錨泊する船舶

② 海上保安庁の船舶

③ 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず対象海域で錨泊するものとして第五管区海上保安本部長が認めた船舶

④ 前各号に掲げるもののほか、第五管区海上保安本部長が認めた船舶

2 堺泉北港棧橋周辺海域に錨泊しようとする船舶に対して、堺泉北港棧橋(コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋、大阪ガス(株)泉北製造所第二工場LNG第2棧橋、堺LNG(株)堺LNGセンター棧橋)から3海里離れた海域において錨泊するように指導している。さらに、阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生が予想される場合には、港則法の規定に基づき、次

のとおり船舶の錨泊自肅勧告が発せられる。

**【錨泊自肅勧告】**

海域：堺泉北港棧橋から3海里以内の海域（第11-1図参照）

期間：阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断される場合

船舶：100総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から3海里以内の海域での錨泊は避けること。

3 神戸空港（神戸空港島）周辺海域に錨泊しようとする船舶に対して、神戸空港から3海里離れた海域において錨泊するように指導している。さらに、兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生が予想される場合には、港則法の規定に基づき、次のとおり船舶の錨泊自肅勧告が発せられる。

**【錨泊自肅勧告】**

海域：神戸空港（神戸空港島）から3海里以内の海域（第11-1図参照）

期間：兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があると判断される時。

船舶：1 100総トン以上の船舶は、神戸空港から3海里以内の海域に錨泊しないこと。

2 神戸空港から3海里以内の海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。

① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自肅海域で錨泊する船舶

② 海上保安庁の船舶

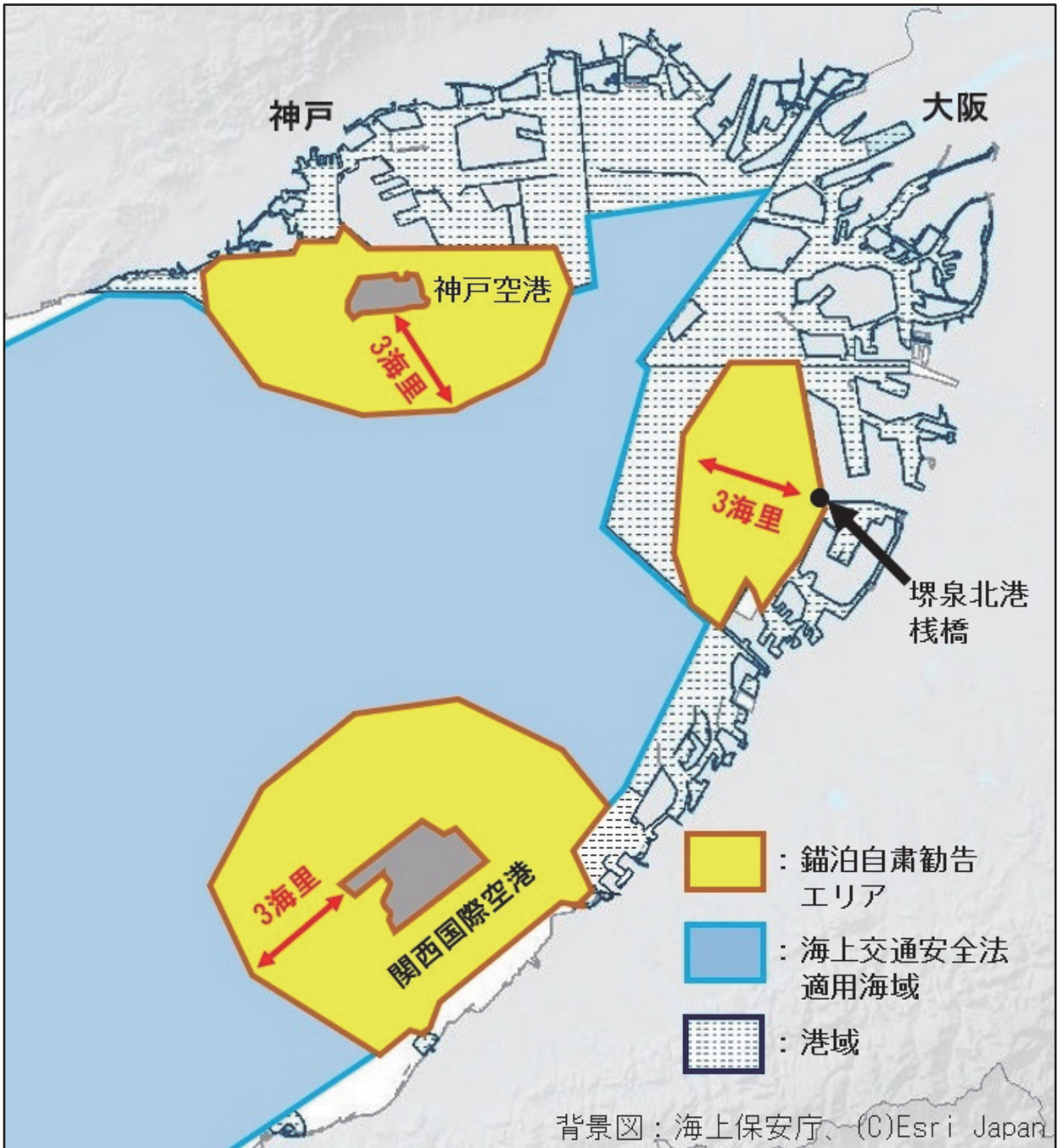
③ 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自肅海域で錨泊するものとして阪神港長が認めた船舶

④ 前各号に掲げるもののほか、阪神港長が認めた船舶

4 錨泊自肅勧告を発令する際は、五管区地域航行警報、NAVTEX航行警報による周知のほか、巡視船艇、海の安全情報、無線放送、AIS、台風対策協議会等により周知される。

（問合せ先：第五管区海上保安本部交通部航行安全課）

第11-1図 大阪湾錨泊自肅勧告エリア図



目標

地物名	概位	備考
鉢伏山	34° 38.5' N 135° 05.8' E	高さ 246m、山頂付近にロープウエーの駅舎がある。付近に白屋があり、夜間白灯を点ずる。
大阪湾海上交通センター	34° 39.1' N 135° 13.1' E	灰色
塔	34° 39.0' N 135° 00.1' E	天文科学館、時計台及び灯がある。

**海難** 2008年3月に貨物船及びタンカー等3隻が、明石海峡航路東口付近で多重衝突し、1隻が沈没する事故があった。

**航法** 明石海峡航路並びに**付近大阪湾北部**海域においては、海上交通安全法の規定による航法のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 航路航行義務（海上交通安全法第4条、同法施行規則第3条）（第12図参照）

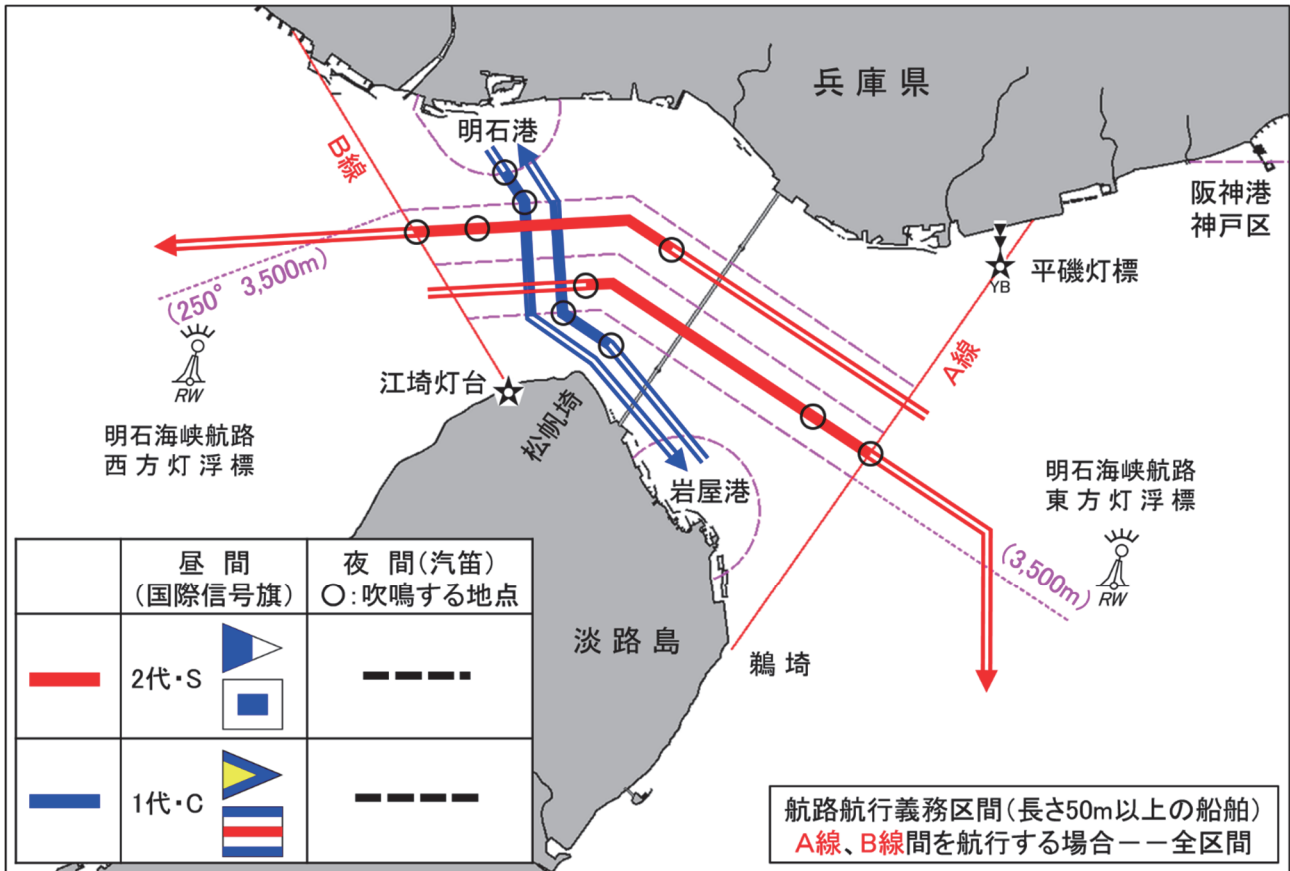
長さ50m以上の船舶は、**明石海峡航路が設定されている海域**を航行する場合は、これに沿って航行しなければならない。

- 2 進路を知らせるための措置（海上交通安全法第7条、同法施行規則第6条）（第12図参照）

(1) 船舶（汽笛を備えていない船舶及び総トン数100t未満の船舶を除く。）は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、信号による表示をしなければならない。

船 舶	信号の方法（昼間）	信号の方法（夜間）
明石海峡航路をこれに沿って東の方向に航行し、同航路の東側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路の南側の側方の境界線の東端から同境界線の東方への延長線上3,500mの地点まで引いた線を横切って航行しようとする船舶	明石海峡航路内において、淡路島松帆埼（34°36.5'N 135°00.2'E）に並航した時（同航路内において同地点に並航することのない船舶にあっては、同航路に入った時）から同航路外に出た時までの間、第2代表旗の下にS旗を表示すること。	明石海峡航路内において、淡路島松帆埼に並航した時、同航路の東側の出入口の境界線から0.5M以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音3回に引き続いて短音1回を鳴らすこと。
明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切って航行し、同境界線の北端から250°3,500mの地点まで引いた線を横切って航行しようとする船舶	明石海峡航路内において、淡路島松帆埼に並航した時（同航路内において同地点に並航することのない船舶にあっては、同航路に入った時）から同航路外に出た時までの間、第2代表旗の下にS旗を表示すること。	明石海峡航路内において、淡路島松帆埼に並航した時、同航路の西側の出入口の境界線から0.5M以内に達した時及び同境界線を横切る時に汽笛を用いて長音3回に引き続いて短音1回を鳴らすこと。
明石港の区域外に出、明石海峡航路を横断し、岩屋港の区域に入ろうとする船舶	明石港の区域外に出た時から明石海峡航路外に出た時までの間、第1代表旗の下にC旗を表示すること。	明石港の境界線を横切る時及び明石海峡航路の北側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音4回を鳴らすこと。
岩屋港の区域外に出、明石海峡航路を横断し、明石港の区域に入ろうとする船舶	淡路島松帆埼に並航した時から明石海峡航路外に出た時までの間、第1代表旗の下にC旗を表示すること。	淡路島松帆埼に並航した時及び明石海峡航路の南側の側方の境界線を横切る時に汽笛を用いて長音4回を鳴らすこと。

第12図 明石海峡航路行先信号図



(2) 船舶(汽笛を備えていない船舶、船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則第3条の16 **ただし書き**の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶を除く。)は、明石海峡航路を航行する間、進路を他の船舶に知らせるため、仕向港**に関する情報その他進路を知らせるために必要な情報について、を示す記号**を船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。(第1編 総記、第8章 海難防止、AISによる船舶の自動識別の項参照)

3 航法の遵守及び危険の防止のための指示

航路外での待機の指示(海上交通安全法第10条の2、同法施行規則第8条第1項)

大阪湾海上交通センターは、次の場合において、明石海峡航路を航行し、又は航路を航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、VHF無線電話**に加え電話等その他の適切な方法**により、当該危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示する場合がある。

(1) 視程が1,000mを超え2,000m以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合

(2) 視程が1,000m以下の状態で、長さ160m以上の船舶、危険物積載船**又は船舶、いかだその他の件を引き、若しくは押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が160m以上である及びえい航船舶等**が航路を航行する場合

4 巨大船等の航行に関する通報(海上交通安全法第22条、同法施行規則第10条～第14条)

(1) 通報義務船舶

- ① 次に掲げる船舶の船長は、航路入航予定日の前日正午までに、下記(2)に掲げる事項を大阪湾海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ 巨大船

ロ 巨大船以外の船舶であって、長さ160m以上の船舶

ハ ~~積載している危険物が液化ガスである~~総トン数25,000t以上の~~液化ガス危険物~~積載船

ニ 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が160m以上である船舶（以下この項において「物件えい航船等」という。）

- ② ~~次に掲げる~~危険物積載船（上記①に掲げる船舶を除く。）の~~船長~~は、航路入航予定時刻の3時間前までに、下記(2)に掲げる①～⑤及び⑦の事項を大阪湾海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ ~~火薬類を一定数量以上積載する総トン数300t以上の船舶~~

ロ ~~ばら積みの引火性高压ガスを積載する総トン数1,000t以上の船舶~~

ハ ~~ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数1,000t以上の船舶~~

ニ ~~200t以上の有機過酸化物を積載する総トン数300t以上の船舶~~

(2) 通報事項

- ① ~~船舶の名称~~、総トン数~~及び~~、長さ
- ② 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻~~及び~~、航路出航予定時刻
- ③ 船舶局のある船舶にあつては、その呼出符号又は呼出名称
- ④ 船舶局のない船舶にあつては、海上保安庁との連絡手段
- ⑤ 仕向港の定まっている船舶にあつては、仕向港
- ⑥ 巨大船にあつては、その喫水
- ⑦ 危険物積載船にあつては、積載している危険物の種類及び種類ごとの数量
- ⑧ 物件えい航船等にあつては、引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要

(3) 通報手段

- ① 書面による場合

通報様式（第1編 総記、第10章 法規、海上交通安全法の項参照）に記入し、海上保安庁の事務所に持参、又は大阪湾海上交通センターに直接郵送。

住所 〒~~656-1725~~650-0047 兵庫県~~淡路市野島~~江崎914-2 神戸市中央区港島南町7-2-22

- ② 電話による場合

~~0799-82-3030~~078-302-7611

~~0799-82-3032~~078-302-7612

- ③ ~~ファクシミリ~~電子メールによる場合

~~通報様式（第1編 総記、第10章 法規、海上交通安全法の項参照）に記入し、大阪湾海上交通センターに送信。~~

~~0799-82-3033~~

詳しくは大阪湾海上交通センターに問い合わせること。

④ 無線通信による場合

大阪湾海上交通センターの通信エリア内の場合、「おおさかマーチス」に対し、VHF 無線電話 156.8MHz (ch16) 又は 156.65MHz (ch13) で連絡すること。

エリア外であれば、下記の海岸局に対し連絡すること。

海岸局	識別信号	電波の形式	VHF チャンネル番号又は周波数
神 戸	こうべほあん	F3E	156.8MHz (ch16)
	004310501	F1B	2189.5kHz



⑤ 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) による場合

<https://www.naccs.jp/>

5 航路以外の海域における航法 (海上交通安全法第25条第2項、平成22年海上保安庁告示第92号「海上交通安全法第25条第2項の規定に基づく経路の指定に関する告示」)

(1) 明石海峡航路東側出入口付近海域における経路 (第13図参照)

① 明石海峡航路の東側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って西の方向に航行しようとする長さ50m以上の船舶は、次のイからハ及びロに定めるところによること。

イ 平磯灯標 (34° 37.3' N 135° 03.9' E) から 160° 4,550mの地点 (以下この項において「A地点」という。) 及び同灯標から 215° 2,700mの地点 (以下この項において「B地点」という。) まで引いた線 (以下この項において「a線」という。) の北側の海域を航行すること。

ロ 平磯灯標から 139° 2,350mの地点から 180° 2,300mの地点まで引いた線 (以下この項において「b線」という。) を横切って航行すること。

~~ハ A地点から200m以上離れた海域を航行すること。~~

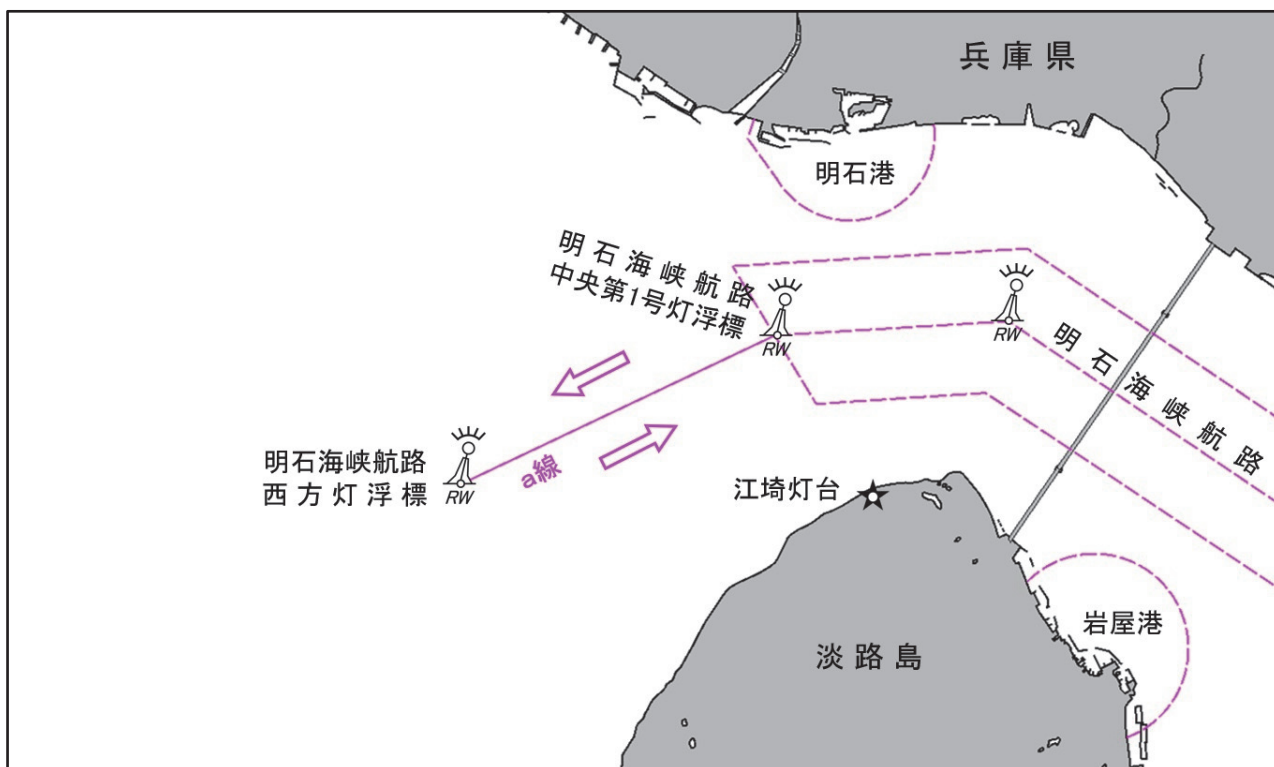
② 明石海峡航路をこれに沿って東の方向に航行し、同航路の東側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た長さ50m以上の船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ a線の南側の海域を航行すること。

ロ A地点から200m以上離れた海域を航行すること。

(備考) A地点を示す目安として明石海峡航路東方灯浮標 (34° 35.0' N 135° 04.9' E) が、B地点を示す目安として明石海峡航路中央第3号灯浮標 (34° 36.1' N 135° 02.9' E) がそれぞれ設置されている。b線の北端を示す目安として明石海峡航路北東方バーチャル AIS 航路標識 (34° 36.3' N 135° 04.9' E) が設置されている (AIS搭載船舶に限る)。

第14図 明石海峡航路西側出入口付近海域における経路図



6 海上保安庁長官が提供する情報の聴取（海上交通安全法第30条、同法施行規則第23条の2）（第15図参照）

大阪湾海上交通センターは、~~特定船舶（第15図に示す情報聴取義務海域を航行する長さ50m以上の船舶をいう。）~~に対し、~~VHF無線電話（ch16、ch13）~~により情報提供可能海域内において、次の情報を提供する。

(1) ~~特定船舶（第15図に示す情報聴取義務海域を航行する長さ50m以上の船舶をいう。）~~に対する次の情報（通信符号「情報」又は「警告」）は情報聴取義務海域を航行している間、大阪湾海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

~~(1) ①~~ 特定船舶が航路及びその周辺海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

~~(2) ②~~ 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

~~(3) ③~~ 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

~~(4) ④~~ 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

~~(5) ⑤~~ 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

~~(6) ⑥~~ 上記①～⑤のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

(2) 台風、津波その他の異常な気象又は海象（「異常気象等」）が予想される場合に、海上交通安全法の

適用海域の関西国際空港北西側周辺海域を航行し、停留し、又はびよう泊をする長さ50m以上の船舶であって、異常気象等時特定海域<情報聴取義務海域>を航行、停留、又はびよう泊をするもの（「異常気象等時特定船舶」）に対する次の情報（通信符号「情報」又は「警告」）は、聴取が困難な場合を除き、大阪湾海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

- ① 異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報
- ② 異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報
- ③ 異常気象等時特定船舶の周辺にびよう泊をしている他の船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報
- ④ 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- ⑤ 異常気象等時特定船舶が、異常気象等時における航行制限等が実施されている海域、水深が著しく浅い海域その他の異常気象等時特定船舶が安全に航行し、停留し、びよう泊することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- ⑥ 上記のほか、異常気象等時特定船舶が安全に航行し、停留し、又はびよう泊するために聴取することが必要と認められる情報

(3) 準特定船舶（特定船舶以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶）に対する（1）、（2）に準ずる情報（通信符号「情報」又は「警告」）

(4) 必要と認める特定船舶又は準特定船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）

(5) 必要と認める特定船舶及び準特定船舶以外の船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）

## 7 航法の遵守及び危険の防止のための勧告（海上交通安全法第31条、同法施行規則第23条の4）

### (1) 勧告の発出

① 大阪湾海上交通センターは、特定船舶に対し、航法の遵守又は危険の防止のため必要があると認めるときには、VHF無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することがある。

② 大阪湾海上交通センターは、情報聴取義務海域を航行し、停留し、又はびよう泊をしている異常気象等時特定船舶に対し、危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要な措置を講ずるべきことを勧告することがある。

(2) 勧告を受けた船舶は、当該勧告の内容を十分に考慮し、自船の周囲の状況を確実に把握し、他の危険な状況がないかどうか判断した上で、交通方法の遵守又は危機回避のためにとるべき措置を決定すること。

(3) 大阪湾海上交通センターは、必要があると認めるときは、勧告を受けた船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることがある。

第15図 大阪湾海上交通センターからの情報聴取義務海域図【図の差替え】



8 大阪湾海上交通センターによる情報の提供等（情報提供可能海域は、第17図参照）

大阪湾海上交通センターによる情報の提供等は、VHF 無線電話等により、**内容に応じて冒頭に情報提供等の趣旨を明確にするため通信の始め又は通信文中の該当する部分に、次の通信符号（「情報」、「警告」、「勧告」、「指示」）を冠して行われる。**~~詳細は、平成22年海上保安庁告示第167号「大阪湾海上交通センターが運用する江崎船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示」参照。~~

- (1) 「情報」（「INFORMATION」）海上交通安全法第30条の規定に基づく情報の提供（下記(2)を除く。）の通信符号：~~日本語「情報」、英語「INFORMATION」~~

大阪湾海上交通センターがレーダ等により観測した事実、海域の状況等航行の参考となる情報を通知することを意味し、当該情報をどのように活用するかは、操船者の判断に委ねられる。

- (2) 「警告」（「WARNING」）同法第30条の規定に基づく船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると思われる場合における情報の提供の通信符号：~~日本語「警告」、英語「WARNING」~~

船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象について通知することを意味し、操船者は当該危険事象に直ちに注意を払うべきであり、どのように対処するかは操船者の判断に委ねられる。

- (3) 「勧告」（「ADVICE」）同法第31条の規定に基づく勧告の通信符号：~~日本語「勧告」、英語「ADVICE」~~

海上交通安全法の規定に基づき、航路等における交通方法を遵守するため又は船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事実を回避するために進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを通知することを意味し、操船者は当該勧告を慎重に考慮し操船を行うべきであり、どのように対処するかの最終判断は操船者に委ねられる。

- (4) 「指示」（「INSTRUCTION」）同法第10条の2及び第23条の規定に基づく指示の通信符号：~~日本語「指示」、英語「INSTRUCTION」~~

海上交通安全法の規定に基づき、船舶に対し行動を求めることを意味し、操船者は安全上の問題がない限り当該指示に従わなければならない。

(注) 大阪湾海上交通センターによる情報の提供等は、操船上の指示をするものではない。

- 9 大阪湾海上交通センターでは、「大阪湾海上交通センター利用の手引き」をウェブサイトで提供している。

URL [https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/info/tab/intro/07\\_users\\_manual.pdf](https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/info/tab/intro/07_users_manual.pdf)

**航行安全指導** 第五管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

(1) 外国船舶

(2) 運航経験及び入航経験が十分でない船長が乗船する日本船舶

2 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

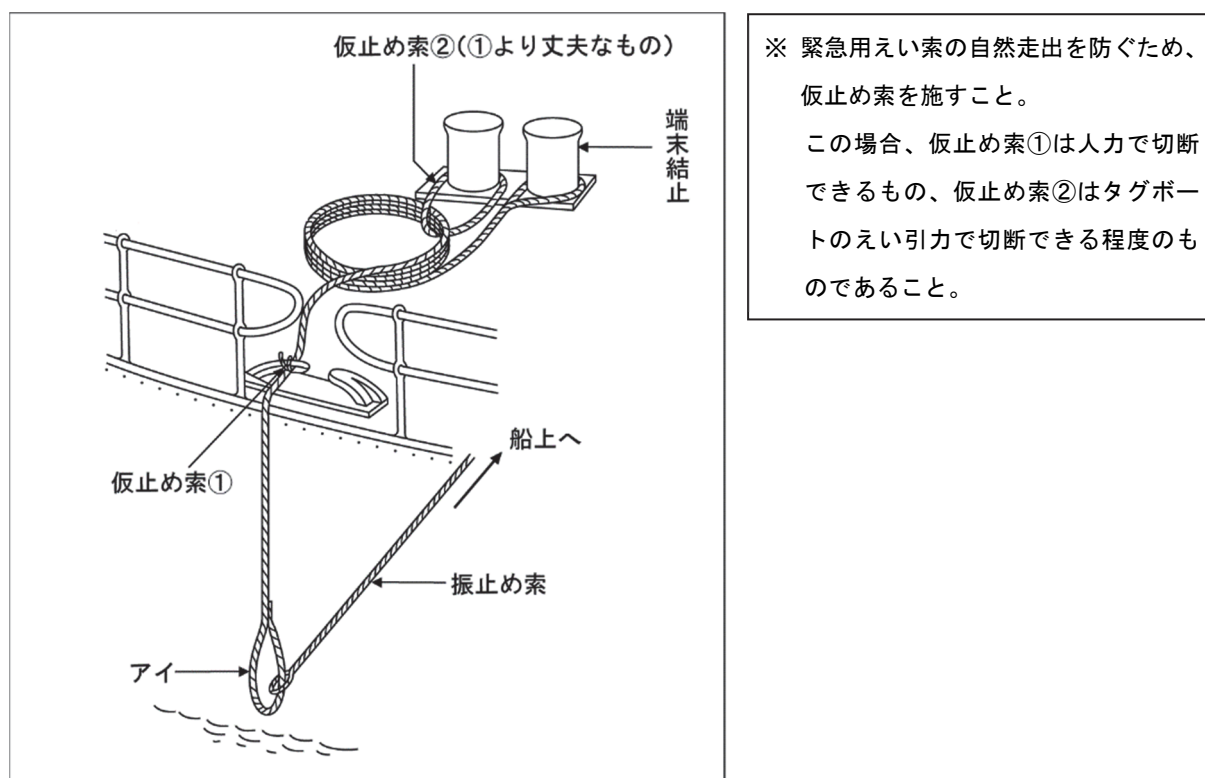
3 航路出入口付近海域における航法

航路内を航行する船舶は、航路航行義務のない全長 50m 未満の船舶であってもできる限り航路の入口から入航すること。

4 緊急用えい索の準備（第 16 図参照）

海上交通安全法に定める危険物積載船（十分な強度を有するサンクンビットを装備しているタンカーを除く。）は、大阪湾、播磨灘を航行する場合においては、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（ファイヤーワイヤー）を即時使用可能な状態に準備すること。

第 16 図 緊急用えい索例図



※ 緊急用えい索の自然走出を防ぐため、仮止め索を施すこと。  
 この場合、仮止め索①は人力で切断できるもの、仮止め索②はタグボートのえい引力で切断できる程度のものであること。

5 位置通報（第 17 図参照）

長さ 50m 以上の船舶（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）及び長さ 100 m 以上の物件えい航船等（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）は、最初の位置通報ラインを通過した時に、位置通報を大阪湾海上交通センターに行うこと。

通報事項

- (1) 船名及び呼出符号
- (2) 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時 24 時制）
- (3) 行き先

通報方法

(1) VHF 無線電話

- ① 呼出名称：おおさかマーチス
- ② 呼出チャンネル：ch16 又は ch13

第 17 図 大阪湾海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図

【図の差替え】



【表の差替え】

名称	略称	位置
大阪湾北側	ONライン	平磯灯標 (34-37.3N 135-03.9E) から 90° 阪神港大阪区の港界 (34-37.3N 135-20.5E) まで引いた線
明石海峡東側	AEライン	平磯灯標 (34-37.3N 135-03.9E) から 72° 9,880mの点 (34-38.9N 135-10.1E) から 180度 ONラインまで引いた線
堺泉北北側	SNライン	ONライン東端 (34-37.3N 135-20.5E) から 阪神港堺泉北区の港界西端 (34-33.8N 135-17.9E) まで引いた線
堺泉北南側	SSライン	SNライン南端 (34-33.8N 135-17.9E) から 阪南港港界北端 (34-31.2N 135-21.6E) まで引いた線
関西国際空港北側	KNライン	SSライン南端 (34-31.2N 135-21.6E) から 関空島北端 (34-27.3N 135-14.5E) まで引いた線
関西国際空港南側	KSライン	関空島西端 (34-25.7N 135-12.1E) から 141° 陸域 (34-22.6N 135-15.1E) まで引いた線
明石海峡南側	ASライン	津名港佐野東防波堤灯台 (34-27.6N 134-56.4E) から 90° 5900m (34-27.6N 135-00.3E) まで引いた線
大阪湾南側	OSライン	ASライン東端 (34-27.6N 135-00.3E) と 深日港港界東端 (34-19.9N 135-09.2E) を結んだ線
播磨灘側	AHライン	江井ヶ島港西防波堤灯台 (34-40.4N 134-54.6E) と 播磨灘北航路第 10 号灯浮標 (34-38.4N 134-49.1E) を結んだ線
明石海峡西側	AWライン	淡路室津港西防波堤灯台 (34-31.5N 134-52.7E) と 播磨灘北航路第 10 号灯浮標 (34-38.4N 134-49.1E) を結んだ線

6 大阪湾海上交通センターとの連絡保持

- (1) VHF 無線電話 (ch16) を備える船舶は、大阪湾海上交通センター (おおさかマーチス) から航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、**航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域大阪湾海上交通センターの情報提供可能海域内**において、ch16 を聴取し、同センターとの連絡を保持すること。

また、ch16 が輻輳している際には、同センターより ch13 にて呼び出しを行う場合があるため、ch13 を備えている船舶は ch16 の聴取に併せて、ch13 を聴取すること。

(2) 霧通報

明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡、阪神港大阪区、阪神港堺泉北区、阪神港神戸区、姫路港及び和歌山下津港の視程が 2,000m 以下になった場合、第五管区海上保安本部 (こうべほあん) から VHF 無線電話 (呼出 ch16/通報 ch12) により日本語及び英語で霧通報が放送される。

(3) ~~新聞~~

~~神戸新聞 (朝刊)~~

~~内容：巨船通過予定~~

大阪湾海上交通センターでは明石海峡航路の大型船入航予定情報をウェブサイトを提供している。

URL [https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/schedule/AKASHI/schedule\\_1.html](https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/schedule/AKASHI/schedule_1.html)



7 海図の備付け

大阪湾に入湾する船舶は、少なくとも次の海図（航行予定海域が記載されているもの）を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図番号	図名	海図番号	図名	海図番号	図名
W77	紀伊水道及付近	W106	大阪湾及播磨灘	W131	明石海峡及付近
W150 <sup>A</sup>	大阪湾	W150 <sup>C</sup>	紀伊水道		

**水先** 内海水先区水先人会に要請する（第1編 総記、第6章 水先、水先人会の項参照）。

**漁業** 海峡東口の平磯（34° 37.3′ N 135° 03.9′ E）南方付近や同西口西方の鹿ノ瀬（34° 35.0′ N 134° 48.0′ E）付近には漁船が多数操業していることが多いので特に注意を要する。明石海峡付近～阪神港大阪区の間は年間を通じて好漁場で操業漁船が早朝及び夕方によく、特に3～6月は機船船びき網、巻網、底びき網、一本釣りなどの漁船が1つの漁場に200～300隻の集団をいくつも形成する（第1編 総記、第7章 航行に関する諸注意、漁業の項参照）。

**架橋** 本州〔神戸市〕～淡路島北端間に明石海峡大橋（34° 37.0′ N 135° 01.3′ E、明石海峡航路内の高さ約65m、吊り橋）がある。

**参考** 明石海峡航路を西航する場合、同航路の西口において、明石海峡航路中央第1号灯浮標（34° 37.3′ N 134° 58.9′ E）から変針して家島諸島（34° 40′ N 134° 32′ E）方面に向かう小型鋼船があるので、追い越す際は小型鋼船の動向に注意が必要である。また、家島諸島方面から明石海峡航路西方灯浮標（34° 36.5′ N 134° 56.7′ E）付近において、明石海峡航路中央第1号灯浮標付近に向針する船舶との間で危険な見合い関係が発生する場合がある。

(2) 船舶（汽笛を備えていない船舶、船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則第3条の16の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶を除く。）は、航路を航行する間、仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報について、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信しなければならない（第1編 総記、第8章 海難防止、AISによる船舶の自動識別の項参照）。

5 航路外での待機の指示（海上交通安全法第10条の2、同法施行規則第8条第1項）

備讃瀬戸海上交通センターは、次の場合において、航路を航行し、又は航路を航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、VHF 無線電話その他の適切な方法により、当該危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示する場合がある。

(1) 視程が1,000mを超え2,000m以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合

(2) 視程が1,000m以下の状態で、長さ160m以上の船舶、危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合

6 巨大船等の航行に関する通報（海上交通安全法第22条、同法施行規則第10条～第14条）

(1) 通報義務船舶

① 次に掲げる船舶は、航路入航予定日の前日正午までに、下記(2)に掲げる事項を備讃瀬戸海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ 巨大船

ロ 巨大船以外の船舶であつて、長さ160m以上の船舶

ハ 積載している危険物が液化ガスである総トン数25,000t以上の液化ガス危険物積載船

ニ 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200m以上である船舶（以下この項において「物件えい航船等」という。）

② 次に掲げる危険物積載船（上記①に掲げる船舶を除く。）は、航路入航予定時刻の3時間前までに、下記(2)に掲げる①～⑤及び⑦の事項を備讃瀬戸海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ 火薬類を一定数量以上積載する総トン数300t以上の船舶

ロ ばら積みの引火性高圧ガスを積載する総トン数1,000t以上の船舶

ハ ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数1,000t以上の船舶

ニ 200t以上の有機過酸化物を積載する総トン数300t以上の船舶

(2) 通報事項

① 船舶の名称、総トン数及び、長さ

② 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻及び、航路出航予定時刻

③ 船舶局のある船舶にあつては、その呼出符号又は呼出名称

④ 船舶局のない船舶にあつては、海上保安庁との連絡手段

⑤ 仕向港の定まっている船舶にあつては、仕向港

- ⑥ 巨大船にあつては、その喫水
- ⑦ 危険物積載船にあつては、積載している危険物の種類及び種類ごとの数量

- ⑧ 物件えい航船等にあつては、引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要

(3) 通報手段

① 書面による場合

通報様式（第1編 総記、第10章 法規、海上交通安全法の項参照）に記入し、海上保安庁の事務所に持参、又は備讃瀬戸海上交通センターに直接郵送。

住所 〒769-0200 香川県綾歌郡宇多津町青の山 3810-2

② 電話による場合

0877-49-2220

0877-49-2221

③ ~~ファクシミリ電子メール~~による場合

~~通報様式（第1編 総記、第10章 法規、海上交通安全法の項参照）に記入し、備讃瀬戸海上交通センターに送信。~~

~~0877-49-1413~~

~~0877-49-1156-詳しくは上記電話番号まで問い合わせること。~~

④ 無線通信による場合

海岸局	識別信号	電波の形式	VHF チャンネル番号又は周波数
備讃マーチス	びさんマーチス	F3E	ch16、ch13
神戸	こうべほあん	F3E	ch16
	004310501	F1B	2189.5kHz
広島	ひろしまほあん	F3E	ch16
	004310601	F1B	2189.5kHz

⑤ 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による場合

<https://www.naccs.jp/>

7 海上保安庁長官が提供する情報の聴取（海上交通安全法第30条、同法施行規則第23条の2）（第22図参照）

備讃瀬戸海上交通センターは、特定船舶（第22図に示す情報聴取義務海域を航行する長さ50m以上の船舶をいう。）に対し、VHF無線電話（ch16、ch13）により、次の情報を提供する。特定船舶は、情報聴取義務海域を航行している間、備讃瀬戸海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

- (1) 特定船舶が航路及びその周辺海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- (2) 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- (3) 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- (4) 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- (5) 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定

4 小島と来島 (34° 07.1' N 132° 58.2' E) 間の水道では南東、北西に流れ、最強流速は 8kn に達し、転流は中水道より約 15 分早い。

なお、北西流時には強流域が来島に接近する。

**潮流信号** 大浜潮流信号所 (34° 05.4' N 132° 59.3' E、来島海峡海上交通センターに併設)、来島長瀬ノ鼻潮流信号所 (34° 06.6' N 133° 02.0' E)、津島潮流信号所 (34° 09.1' N 132° 59.5' E) 及び来島大角鼻潮流信号所 (34° 08.4' N 132° 56.5' E) において、次表のとおり電光表示盤により潮流の流向、流速の現状等の情報を知らせている。詳細は、書誌第 411 号「灯台表第 1 巻」、「潮流信号表」及び「潮流信号所」参照。

表示	内 容
S	南流 (安芸灘から燧灘の方へ流れる潮流)
N	北流 (燧灘から安芸灘の方へ流れる潮流)
0~13	流速 (kn)
↑	今後流速が速くなる
↓	今後流速が遅くなる
⇓	転流約 1 時間前から転流までの間
×	転流期 (転流前約 20 分から転流後約 20 分までの間)

また、海上保安庁海洋情報部ウェブサイトにおいて、潮流シミュレーションに基づいた任意の時刻における来島海峡の潮流の速さ及び向きを分布を図示できる「来島海峡潮流情報」を公開している。

URL [https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima\\_tidal\\_current/internet\\_currpred/Kurushima/htmls/select\\_areamap.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html)

**海難** 来島海峡は潮流の流向が複雑で流速は速く、さらに 1 日の平均通航船舶数は約 500 隻に及ぶ航海の難所であり、衝突海難、乗揚げ海難が多く発生している。また、南流時の東西航路出入口付近は、航路への出入航船舶が交差することとなるので、他船の動静に十分な注意が必要である。さらに西口は、宮ノ窪瀬戸、大下瀬戸方面等の出入航船舶も加わるため、特に注意を要する (第 27 図参照)。

来島海峡における衝突、乗揚げの特徴等

### 1 海難の傾向

夕刻に阪神方面や九州方面を出航した船舶は、瀬戸内海を東西方向に航行して 23 時～翌日 2 時ころに来島海峡に到達する。そのため、来島海峡では深夜に通航船舶がふくそうし、そのピークとなる 1～2 時ころに海難が集中している。

### 2 海域別発生状況 (第 25-1 図参照)

#### (1) 来島海峡航路西口付近海域の衝突

南流時の来島海峡航路西口付近海域では、針路交差点及び変針点が重なり避航動作などにより複雑な船舶交通流が発生し、衝突沈没海難が発生している。

特に、釣島水道から航路西口向け北上する船舶は、航路西口から釣島水道向け右側航行に移行する船舶及び航路西口からクダコ水道向け航行する船舶との針路交差に、また、航路西口の出航船は、釣島水道方向から北上する船舶との針路交差に十分な注意が必要である。

#### (4) (2) 馬島南東岸への乗揚げ

北流時の中水道南口では、順潮に乗って馬島付近の南口に接近した際、中水道中央に向針する転舵

時期を失し、圧流されたことにより発生している。

(3) 西水道における衝突

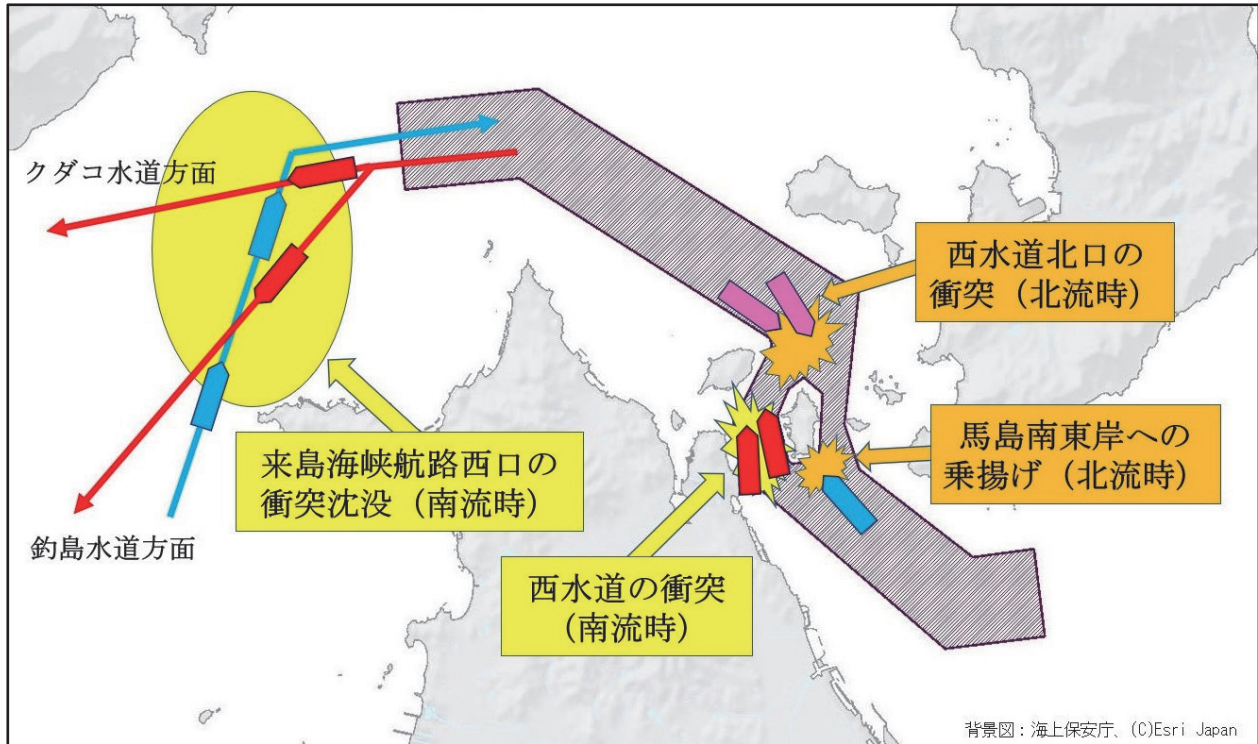
- ① 北流時の西水道北口では、来島海峡航路の西口から入航して西水道に向かう際、追越し又は並航した体勢で小島北東方の航路屈曲部に接近し、自船の右舷側（四国側）にいる同航船の動静を十分に確認しないまま右転したことにより発生している。
- ② 南流時の西水道中央部では、逆潮のため通過時間が長くなり、夜間は船尾灯とレーダからでは、

小角度の進路交差が把握しづらく、追い越す際に流向に対して大きな角度がとれない、狭水道内では回避動作が大きくとれない等から接近してしまい、衝突に至っている。

現在は追越し禁止区間が設けられているが、潮流の強弱や他船の減速によって、追い越す意志がなくとも追い越し関係となる場合や、速力の遅い船舶の後方で数隻が団子状態となることも少なくない。

先航船の動静に十分注意を払い、安全な船間距離の保持に努めることが大切である。

第 25-1 図 来島海峡における海難の海域別発生状況図 【図の挿入】



目標

地物名	概位	備考
中渡《ナカト》島	34° 07.0' N 133° 00.2' E	高さ 64m、島の北西端に灯台がある。
馬島	34° 07.0' N 132° 59.6' E	2頂(南頂の高さ 88m)の島で、来島海峡第2大橋及び同第3大橋の橋台並びに架空線用鉄塔がある。
来島海峡海上交通センター	34° 05.4' N 132° 59.3' E	電光表示盤(大浜潮流信号所)があり、顕著
小《オ》島	34° 07.5' N 132° 58.8' E	高さ 100m、2 架空線用鉄塔がある。
来島	34° 07.1' N 132° 58.2' E	高さ 42m、架空線用鉄塔(高さ 83m)がある。
津島	34° 09.2' N 133° 00.0' E	東西に 2 頂あり、西方からは 1 頂に見える。西側の一ノ瀬山(高さ 177m)西側中腹に津島潮流信号所がある。

**錨地** 濃霧や潮待ちなどのため、来島海峡東口付近では大島東方沖合に、同海峡西口付近では津島の北側海域及び梶取ノ鼻(34° 07.1' N 132° 53.5' E)南東方の小部《オベ》湾(34° 06' N 132° 55' E)に避泊する船舶がある。

**航法** 来島海峡航路及び付近海域においては、海上交通安全法の規定による航法のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 航路航行義務(海上交通安全法第4条、同法施行規則第3条)(第25図参照)

長さ 50m以上の船舶は、来島海峡航路を航行する場合は、これに沿って航行しなければならない。

2 追い越しの禁止（海上交通安全法第6条の2、同法施行規則第5条の2）（第25図参照）

来島海峡航路の一部区間をこれに沿って航行している船舶は、当該区間をこれに沿って航行している他の船舶（次の船舶を除く。）を追越してはならない。

(1) 漁ろうに従事している船舶

(2) 工事又は作業を行っているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶

(3) 海上交通安全法施行令第5条に規定する緊急用務を行うための船舶であって、当該緊急用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶

(4) 対地速力 4kn 未満で航行している船舶

3 航路への出入又は航路の横断の制限（海上交通安全法第9条、同法施行規則第7条）（第25図参照）

来島海峡航路の定められた区間においては、船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断してはならない。



又は竜神島並航時から西水道を通過し終わるまで汽笛を用いて長音3回を鳴らす。

なお、来島海峡航路及び周辺においては、前記信号が定められているため、海上衝突予防法第34条第6項の湾曲部信号及び応答信号を行う必要がないこととしている。

8 巨大船等の航行に関する通報（海上交通安全法第22条、同法施行規則第10条～第14条）

(1) 通報義務船舶

① 次に掲げる船舶の船長は、航路入航予定日の前日正午までに、下記(2)に掲げる事項を来島海峡海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ 巨大船

ロ 巨大船以外の船舶であって、長さ160m以上の船舶

ハ 積載している危険物が液化ガスである総トン数25,000t以上の液化ガス危険物積載船

ニ 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が100m以上である船舶（以下この項において「物件えい航船等」という。）

② 危険物積載船（上記①に掲げる船舶を除く。）の船長は、航路入航予定時刻の3時間前までに、下記(2)に掲げる①～⑤及び⑦の事項を来島海峡海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ 火薬類を一定数量以上積載する総トン数300t以上の船舶

ロ ばら積みの引火性高压ガスを積載する総トン数1,000t以上の船舶

ハ ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数1,000t以上の船舶

ニ 200t以上の有機過酸化物を積載する総トン数300t以上の船舶

(2) 通報事項

① 船舶の名称、総トン数及び、長さ

② 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻及び、航路出航予定時刻

③ 船舶局のある船舶にあつては、その呼出符号又は呼出名称

④ 船舶局のない船舶にあつては、海上保安庁との連絡手段

⑤ 仕向港の定まっている船舶にあつては、仕向港

⑥ 巨大船にあつては、その喫水

⑦ 危険物積載船にあつては、積載している危険物の種類及び種類ごとの数量

⑧ 物件えい航船等にあつては、引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要

(3) 通報手段

① 書面による場合

通報様式（第1編 総記、第10章 法規、海上交通安全法の項参照）に記入し、海上保安庁の事務所  
所に持参、又は来島海峡海上交通センターに直接郵送

住所 〒794-0003 愛媛県今治市湊町2-5-100

② 電話による場合

0898-31-9000

③ ~~ファクシミリ電子メール~~による場合

~~通報様式（第1編 総記、第10章 法規、海上交通安全法の項参照）に記入し、来島海峡海上交通センターに送信~~

~~0898-31-9666 詳しくは来島海峡海上交通センターまで問い合わせること。~~

④ 無線通信による場合

海岸局	識別信号	電波の形式	VHF チャンネル番号又は周波数
来島マーチス	くるしまマーチス	F3E	ch16、ch13
神戸	こうべほあん	F3E	ch16
	004310501	F1B	2189.5kHz
広島	ひろしまほあん	F3E	ch16
	004310601	F1B	2189.5kHz

⑤ 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による場合

<https://www.naccs.jp/>

9 海上保安庁長官が提供する情報の聴取（海上交通安全法第30条、同法施行規則第23条の2、第23条の3）（第28図参照）

来島海峡海上交通センターは、特定船舶（第28図に示す情報聴取義務海域を航行する長さ50m以上の船舶をいう。）に対し、VHF無線電話（ch16、ch13）により、次の情報を提供する。特定船舶は、情報聴取義務海域を航行している間、来島海峡海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

- (1) 特定船舶が航路及びその周辺海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- (2) 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- (3) 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- (4) 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- (5) 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- (6) 上記(1)～(5)のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

10 航法の遵守及び危険防止のための勧告（海上交通安全法第31条、同法施行規則第23条の4）

来島海峡海上交通センターは、特定船舶に対し、航法の遵守又は危険の防止のため必要があると認めるときには、VHF無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

**漁業** 来島海峡の憩流時には、各水道に多数の漁船が密集し、大浜沖の**横マク磯** (34° 05.9' N 132° 59.7' E、水深23m) 付近から来島白石灯標 (34° 06.4' N 132° 59.0' E) 沖にかけての航路付近に特に多いが、潮流が強くなると反流域内に入るか又はいなくなる。

各水道付近の憩流時には遊漁船等が航路に密集し、著しく大型船の航行を妨げることがある。

最強流時には航路に入らないが、わい潮の部分にとどまるものがある。最も航行の障害となるものは集魚灯で、馬島、中渡島及び小島の沿岸域でよく使用され、その強烈な光に妨げられて島や鼻が見えなくなることがある。

来島海峡東口及び同西口付近ではサワラ流し網漁業（漁期は春秋2回、最盛期5～7月）が行われ、来島海峡航路第2号灯浮標 (34° 09.2' N 132° 55.1' E) 及び同第4号灯浮標 (34° 09.3' N 132° 56.4' E) 付近北側の海域で盛んである。

**架橋**

名 称	概 位	高さ (m)	備 考
来島海峡第1大橋	34° 07.5' N 133° 00.7' E	46	大島～武志島間、吊り橋
来島海峡第2大橋	34° 07.3' N 133° 00.1' E	65	来島海峡航路（中水道）を横断、吊り橋
来島海峡第3大橋	34° 06.9' N 132° 59.1' E	65	来島海峡航路（西水道）を横断、吊り橋

**架空線**

	概 位	高さ (m)	備 考
津 島～大突間島	34° 08.8' N 133° 00.5' E	約51	
大突間島～大 島	34° 08.6' N 133° 00.8' E	約29	
波止浜～来 島	34° 07.0' N 132° 58.0' E	50	今治港第3区
来 島～小 島	34° 07.2' N 132° 58.3' E	56	来島ノ瀬戸を横断
小 島～馬 島	34° 07.4' N 132° 59.2' E	75	来島海峡航路（西水道）を横断

**注意**

- 1 来島海峡東口付近では、島嶼部～今治港間のカーフェリー、旅客船便などの東水道へ出入りする船舶と、また、同西口付近では、御手洗瀬戸、大下瀬戸、鼻栗瀬戸及び宮ノ窪瀬戸に出入りする船舶と複雑に交差するので注意を要する。
- 2 来島海峡航路第2号灯浮標及び同第4号灯浮標付近では、中水道を航行する船舶が同灯浮標寄りに航行する傾向がある。
- 3 来島海峡航路を示す灯浮標（6基）、同海峡中央部の馬島の灯台（4基）及び小島東端等の灯標（3基）は同期点滅（6秒周期で一斉に点灯）し、航路を識別し易くなっている。また、上記航路標識のうち馬島の灯台（3基）及び小島東端の灯標（1基）は灯塔をライトアップし、視認性を高めている。
- 4 北流時に来島海峡航路東口から入航して、中水道に向かう際、西水道が馬島の死角になることにより、中水道を西水道と誤認し東水道に向かわないように注意を要する。

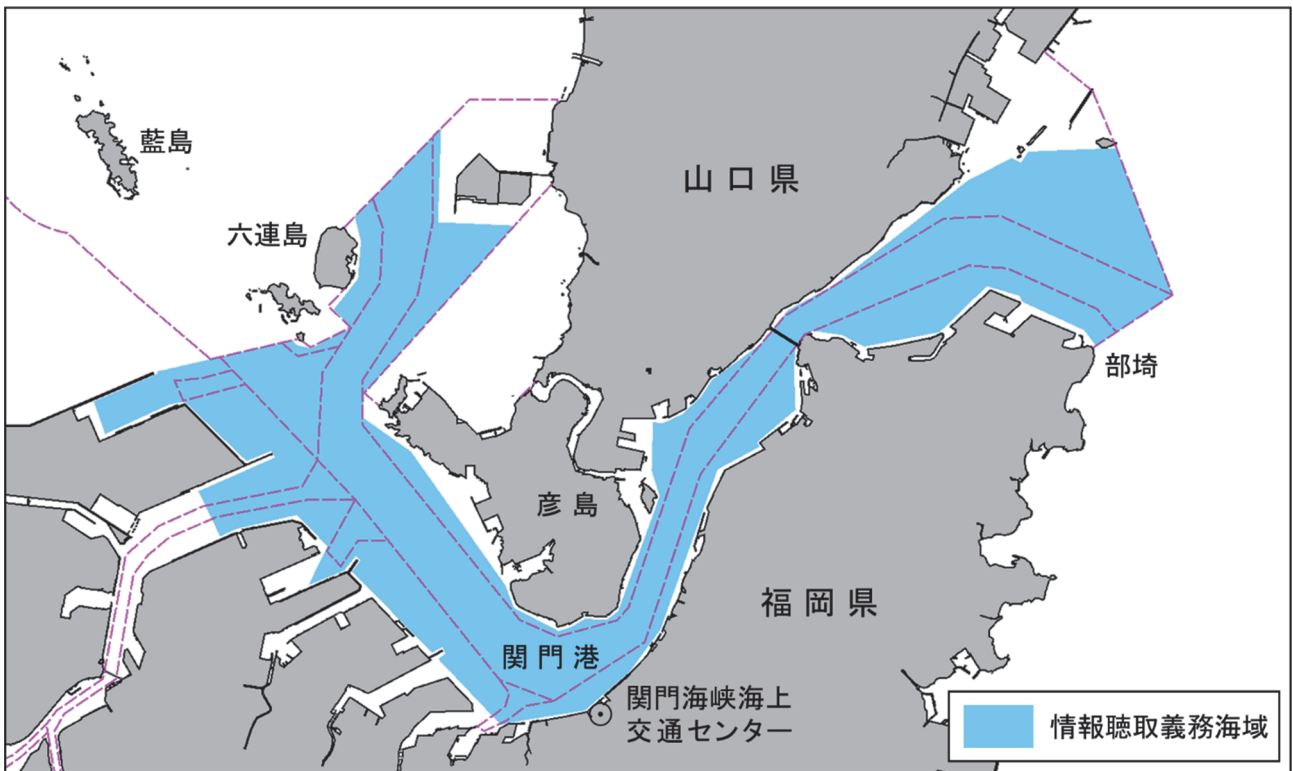
船舶に関する情報

(6) 上記(1)～(5)のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

4 航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第42条、同法施行規則第20条の5）

関門海峡海上交通センターは、特定船舶に対し、航法の遵守又は危険の防止のため必要があると認めるときには、VHF 無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第34図 関門海峡海上交通センターからの情報聴取義務海域図【図の差替え】



5 関門海峡海上交通センターによる情報の提供等（情報提供可能海域は、第38図参照）

関門海峡海上交通センターによる情報の提供等は、VHF 無線電話等により、内容に応じて冒頭に次の通信符号を冠して行われる。詳細は、平成22年海上保安庁告示第163号「港則法施行規則第8条の2の規定による指示の方法等を定める告示」及び平成22年海上保安庁告示第170号「関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示」参照。

- (1) 港則法第41条の規定に基づく情報の提供（下記(2)を除く。）の通信符号：日本語「情報」、英語「INFORMATION」
- (2) 同法第41条の規定に基づく船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供の通信符号：日本語「警告」、英語「WARNING」
- (3) 同法第42条の規定に基づく勧告の通信符号：日本語「勧告」、英語「ADVICE」
- (4) 同法第14条の規定に基づく指示の通信符号：日本語「指示」、英語「INSTRUCTION」

(注) 関門海峡海上交通センターによる情報の提供等は、操船上の指示をするものではない。

(3) 通報手段

① VHF 無線電話による場合

識別信号	呼出応答	通信
もじほあん	ch16	ch12

なお、関門海峡海上交通センターと交信する場合は、「もじほあん」を呼出し、同センターへの接続を依頼し、直接交信すること。

通報内容は、事前通報の様式の各項目の番号を冠して通報すること。

② 書面による場合

通報様式に記入し、関門海峡海上交通センターに持参、又は郵送

住所 〒800-0064 福岡県北九州市門司区松原 2-10-11 関門海峡海上交通センター運用管制課

③ 電話又は ~~ファクシミリ~~ 電子メールによる場合

電話 093-372-0090 又は 093-372-0099

~~ファクシミリ 093-381-4499~~ 電子メール メールアドレスは上記電話番号まで問い合わせること。

④ 電子申請による場合

NACCS センターに申し込み、ID 及びパスワードの取得を要する。

連絡先 <https://bbs.naccscenter.com/dfw/nss/>

⑤ 変更通報の方法等

通報様式のうち、①～⑤は法定通報事項であり、変更があったときは、直ちに変更事項を通報する。なお、「③ 早瀬瀬戸水路入口到達予定時刻」については 15 分以上の変更がある場合とする。

8 早瀬瀬戸水路の港内信号

早瀬信号所 (33° 57.8' N 130° 57.3' E) では、電光表示盤により次表に示す注意喚起を行っている。

信号の方法	信号の意味
H の文字の点滅	総トン数 10,000t (油送船にあつては、3,000t) 以上の東航船があるから、西航船は、運航に注意しなければならないこと
T の文字の点滅	総トン数 10,000t (油送船にあつては、3,000t) 以上の西航船があるから、東航船は、運航に注意しなければならないこと
H と T の文字の交互点滅	総トン数 10,000t (油送船にあつては、3,000t) 以上の東航船及び西航船があるから、西航船及び東航船は、運航に注意しなければならないこと

9 関門海峡海上交通センターでは、「関門海峡海上交通センター利用の手引き」をウェブサイトで提供している。

URL [https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/info/tab/user\\_guide/ja.pdf](https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/info/tab/user_guide/ja.pdf)

通航上の注意

1 部埼沖

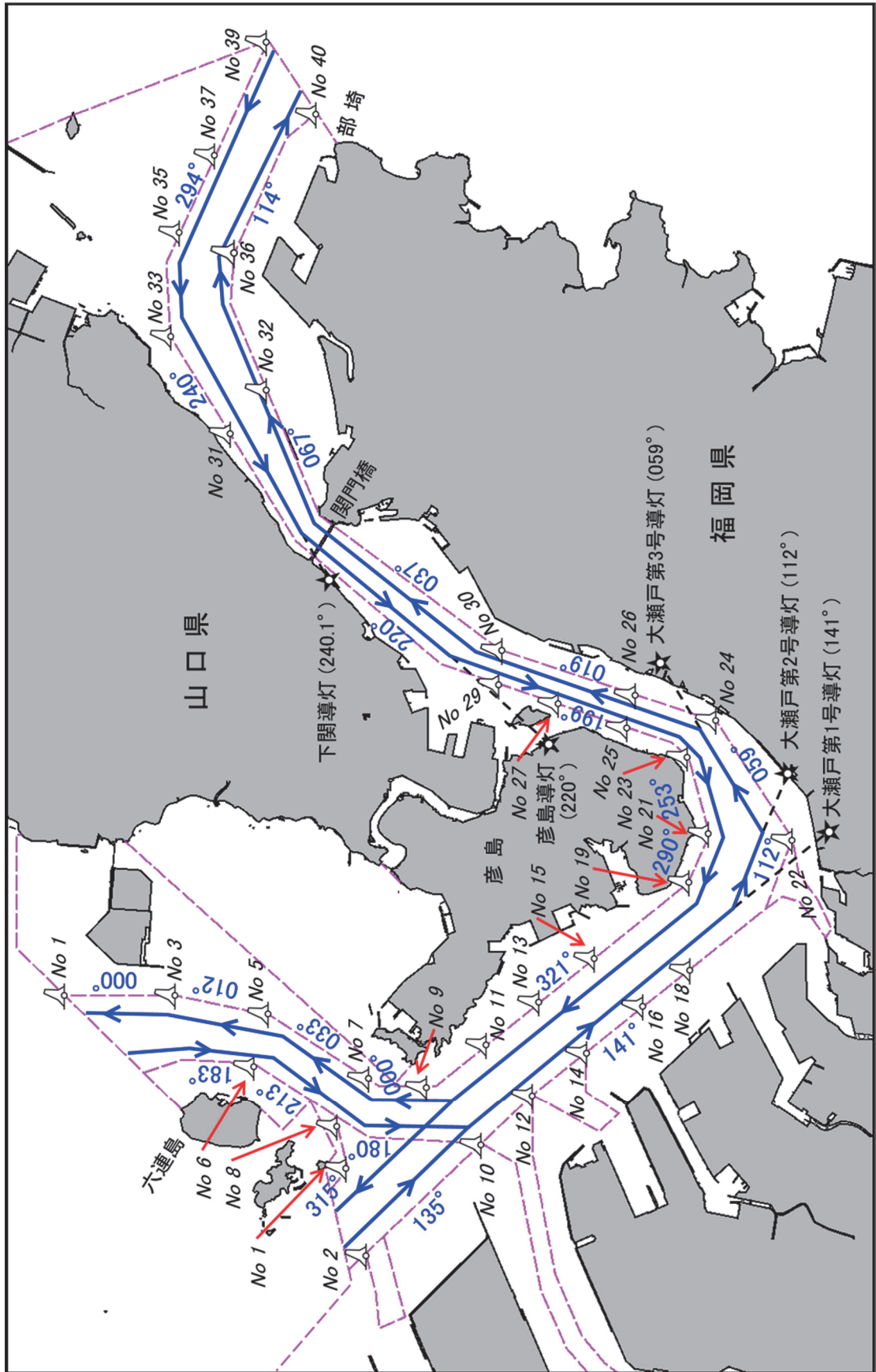
下関南東水道第 1 号灯浮標 (33° 56.8' N 131° 03.0' E) と部埼灯台 (33° 57.6' N 131° 01.4' E) の間の検疫錨地及び同灯浮標の南方海域の錨泊船は、日出を待って運航を開始し、海峡に向かう。

また、同灯浮標付近は関門水先区水先人会の乗下船場所となっているので、大型船の動向には注意を要する。

針路法

【図の差替え】

第37図 関門海峡針路法図

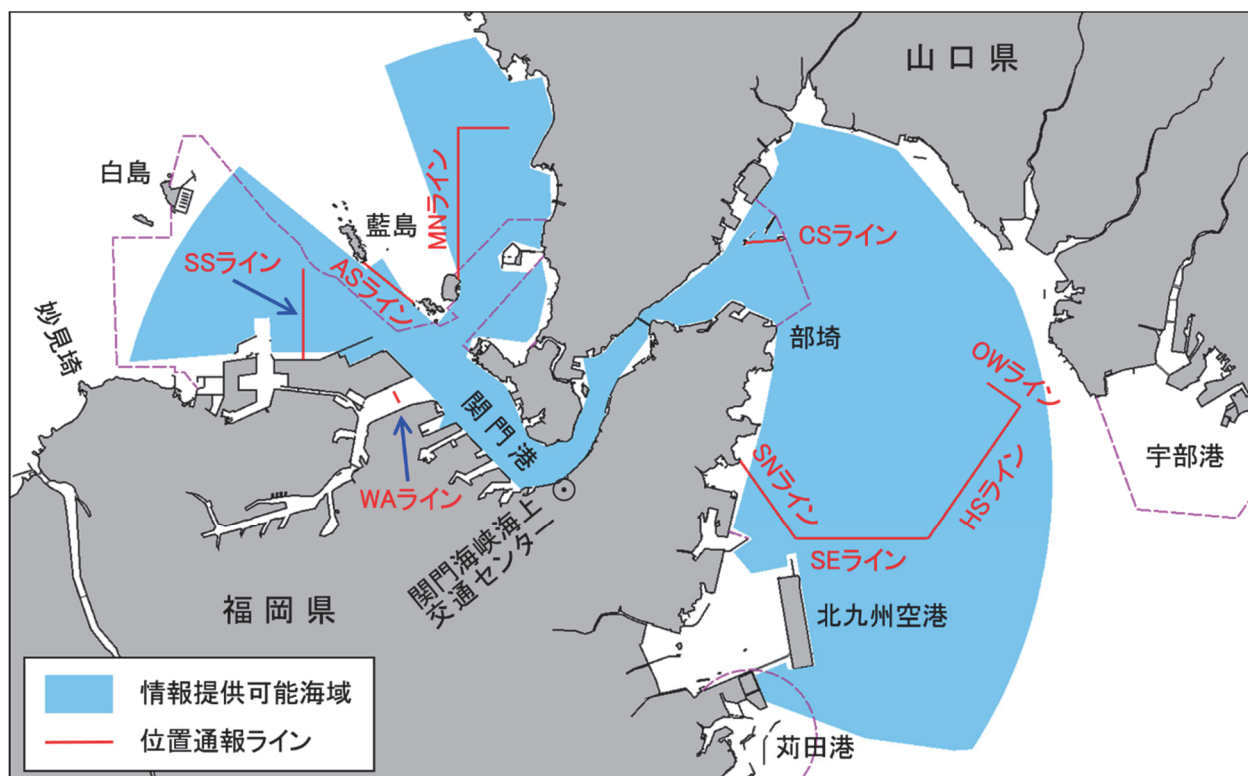


2 関門海峡海上交通センターとの連絡保持

VHF 無線電話 (ch16) を備える船舶は、関門海峡海上交通センター (かんもんマーチス) から航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、ch16 を聴取し、同センターとの連絡を保持すること。

また、ch16 が輻輳している際には、同センターより ch13 にて呼び出しを行う場合があるため、ch13 を備えている船舶は ch16 の聴取に併せて、ch13 を聴取すること。

第38図 関門海峡海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図【図の差替え】



位置通報ライン	略 称	位 置
新 門 司 北	SN ライン	岳ノ鼻 (33° 54.3' N 131° 00.4' E) と新門司防波堤灯台 (33° 52.4' N 131° 00.6' E) から 090° 2,150mの地点を結んだ線
新 門 司 東	SE ライン	新門司防波堤灯台から 090° 2,150mの地点と同灯台から 090° 8,150mの地点を結んだ線
部 埼 南 東	HS ライン	新門司防波堤灯台から 090° 8,150mの地点と竜王山三角点 (33° 57.4' N 131° 10.1' E) から 215° 3,950mの地点を結んだ線
小 野 田 西	OW ライン	竜王山三角点から 215° 3,950mの地点と同三角点から 240° 4,350mの地点を結んだ線
長 府 南	CS ライン	満珠島灯台 (33° 59.7' N 131° 01.6' E) と干珠島南端を結んだ線
六 連 島 北	MN ライン	次の各地点を順次結んだ線 1. 六連島灯台 (33° 58.7' N 130° 52.1' E) 2. 六連島灯台から 000° 6,930mの地点 3. 来留見瀬灯標 (34° 02.4' N 130° 53.6' E)
藍 島 南	AS ライン	藍島南端と片島北端を結んだ線



汐見第3号岸壁	34° 30.7' N 135° 23.1' E	555	9~10	15,000×3	
汐見第4号岸壁	34° 30.7' N 135° 23.0' E	260	5.5~7.58	5,000×2	
汐見第5号岸壁		720	10.5~11.5	30,000×3	
汐見第6号岸壁	34° 30.6' N 135° 23.5' E	370	10	15,000×2	
夕風第1号岸壁	34° 31.2' N 135° 23.1' E	260	11	18,000×1	

**台風・津波対策** 台風・津波等による海難を防止するため、大阪港海難防止対策委員会及び大阪府・大阪市津波対策分科会が設置されており、在港船舶などに対し、情報伝達、警戒体制、避難等の災害防止措置を指導している。荒天が予想される際は、阪神港長から避難勧告が発せられ、特に堺泉北港栈橋（コスモ石油（株）堺製油所原油栈橋、大阪ガス（株）泉北製造所第二工場 LNG 第2 栈橋、堺 LNG（株）堺 LNG センター栈橋）については、錨泊自粛勧告が発せられる。（第2編航路記、第1章紀伊水道～明石海峡、第2節大阪湾周辺大阪湾、台風・津波等対策の項参照）

**【錨泊自粛勧告】**

**発出基準：**阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合

**錨泊自粛海域：**堺泉北港栈橋から3M以内の海域

**措置内容：**100 総トン以上の船舶は、原則として錨泊自粛海域での錨泊は避けること。

**（問合せ先：大阪海上保安監部）**

**海事関係官公署**

名 称	電 話 番 号
堺海上保安署（港長）	072-244-1771
大阪税関堺税関支署	072-244-4474
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部総務運営課	0725-21-7217
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部堺泉北建設管理課	072-238-5241

**引船** 本船用引船は2,600～6,000PS 級が多数ある。

**通船** 通船が1隻ある。

**補給** 給水船及び給油船がある。

**廃油処理施設**

事業者名	申 込 先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
コスモ石油（株）	安全環境室 072-245-8554	0900～1700	水バラスト	水バラスト・タンク洗浄水
ENEOS（株） 堺製油所	環境安全グループ 072-269-2011	0900～1730	水バラスト	水バラスト・タンク洗浄水

**医療施設**

名 称	電 話 番 号
堺市立総合医療センター	072-272-1199

**海上交通** 関門港との間にカーフェリー便があり、第5区から発着している。

ドルフィンバース第6～8番	34° 41.2' N 135° 14.0' E	600	10～10.5	15,000×3	
ドルフィンバース第9番	34° 40.2' N 135° 14.2' E	209	12	15,000×1	
新港東ふ頭S・T	34° 41.3' N 135° 12.7' E	457	5～10		
新港東ふ頭U～X		1,152	8～12.5	5,000×1	
新港東ふ頭Y・Z		465	4～10	15,000×2	
新港第4突堤Q・R	34° 40.9' N 135° 12.2' E	649	9～12	45,000×3	

六甲アイランド

W-1岸壁	34° 41.2' N 135° 15.2' E	350	14	40,000×1	
コンテナふ頭2～7	34° 40.8' N 135° 16.0' E	延長 2,450	13～16	40,000×2 50,000×5	コンテナクレーン
A～C岸壁	34° 41.4' N 135° 15.2' E	573	5～9	7,000×1 15,000×1	
D～I岸壁	34° 41.7' N 135° 15.5' E	1,202	10	15,000×6	コンテナクレーン
物揚場(北)	34° 41.9' N 135° 16.6' E	1,085	4～4.5		
多目的ふ頭J～M		755	10	15,000×4	コンテナクレーン
フェリーふ頭1～3	34° 41.8' N 135° 17.0' E	759	8.5～9	10,000×1 8,000×1 15,000×1	
N～Q岸壁	34° 41.4' N 135° 17.0' E	649	8～10		
R～V岸壁		985	10	10,000×1	
W～Z岸壁		1,076	12	15,000×4 30,000×1 46,000×1	コンテナクレーン
物揚場(東)	34° 41.5' N 135° 16.7' E	311	5		
ライナーふ頭1・2	34° 41.0' N 135° 17.4' E	804	11.5～13	46,000×1	コンテナクレーン

第3区

東神戸フェリーふ頭第1	34° 42.8' N 135° 17.0' E	100	6	2,000t×1	
東神戸フェリーふ頭第3	34° 42.9' N 135° 17.2' E	165	7.5	8,000t×1	
東部内貿ふ頭A～E岸壁	34° 43.0' N 135° 17.6' E	455	5.5	2,000×5	
東部内貿ふ頭F～I岸壁	34° 43.1' N 135° 18.0' E	361	4～5.5	2,000×4	
東部内貿ふ頭J～P岸壁		629	5.5	2,000×7	
東部内貿ふ頭Q～U岸壁	34° 42.9' N 135° 18.2' E	527	6	3,000×5	

第4区

須磨港-5.5m岸壁	34° 38.5' N 135° 08.0' E	185	3～5	2,000×2	
------------	--------------------------	-----	-----	---------	--

**最大入港船舶** 2006年10月8日、コンテナ船 Emma Maersk (170,794 t、満載喫水 16.0m) が六甲アイランド、コンテナふ頭5に着岸した。

**台風・津波等対策** 台風・津波等による海難を防止するため、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風対策委員会・船舶津波対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報伝達、警戒体制、避難等の災

害防止措置を指導している。荒天が予想される際は、阪神港長から避難勧告が発せられ、特に神戸空港周辺については、錨泊自粛勧告が発せられる。(第2編航路記、第1章紀伊水道～明石海峡、第2節大阪湾周辺大阪湾、台風・津波等対策の項参照)

**【錨泊自粛勧告】**

~~発出基準：兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があると判断された場合。~~

~~錨泊自粛海域：神戸空港から3M以内の海域~~

~~措置内容：(1) 100総トン以上の船舶は、錨泊自粛海域に錨泊しないこと。~~

~~(2) 錨泊自粛海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。~~

~~問合せ先：神戸海上保安部)~~

**海事関係官公署**

名 称	電 話 番 号
第五管区海上保安本部	078-391-6551
神戸海上保安部 (港長)	078-331-6743
神戸運輸監理部	078-321-3141
神戸地方海難審判所	078-331-6371
運輸安全委員会神戸事務所	078-331-7258
大阪出入国在留管理局神戸支局	078-391-4747
神戸税関	078-333-3100
神戸税関ポートアイランド出張所	078-303-3550
神戸税関六甲アイランド出張所	078-857-0740
神戸検疫所	078-672-9651
神戸植物防疫所	078-331-2806
動物検疫所神戸支所	078-222-8990
神戸市港湾局神戸港管理事務所	078-304-2500

**引船** 本船用引船は、市営1隻及び私営32隻がある。

**通船** 通船が多数あり、メリケン波止場から発着している。

**補給** 多数の給水船及び給油船がある。

**修理**

名 称	電 話 番 号	備 考
三菱重工業(株)神戸造船所	078-672-2220	
川崎重工業(株)神戸工場	078-682-5001	
新神戸ドック(株)	078-599-5747	
(株)カミックス	078-431-2181	マリーナ

**医療施設**

名 称	電 話 番 号
神戸医療センター	078-791-0111
六甲アイランド甲南病院	078-858-1111
神戸掖済会病院	078-781-7811

**海上交通** 泉州港、小豆島、四国及び九州との間に旅客船便及びカーフェリー便がある。また、上海{中国}との間にもフェリー便がある。

**水先** 内海水先区水先人会に要請する（第1編 総記、第6章 水先、水先人会の項参照）。

**事前通報** 長さ 200 メートル以上の船舶は、港内航路を航行して入航しようとするときは当該航路入航予定時刻、又は出航しようとするときは運航開始予定時刻を前日正午までに港長に通報しなければならない。

予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があった場合に、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない（港則法第 38 条第 2 項、同法施行規則第 33 条の 2）。

ただし、海上交通安全法第 22 条の規定による巨大船等の航行に関する通報に併せて、当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする水島港の係留施設を通報したときは、この事前通報は不要である（第2編 航路記、第2章 播磨灘～来島海峡、第2節 備讃瀬戸周辺、備讃瀬戸、航法の項参照）。

1 通報事項

- (1) 当該船舶の名称
- (2) 当該船舶の総トン数及び長さ
- (3) 港内航路入航予定時刻、又は運航開始予定時刻
- (4) 当該船舶との連絡手段
- (5) 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

2 通報様式

次ページのとおり

3 通報手段

(1) VHF 無線電話による場合

識別信号	呼出応答	通信	運用時間
びさんマーチス	ch16	ch13, ch14, ch66	常時

(2) 電話又は ~~ファクシミリ~~電子メールによる場合

提出先	電話番号	<del>ファクシミリ</del>
<del>水島海上保安部</del>	<del>086-444-9701</del>	<del>086-444-9703</del>
備讃瀬戸海上交通センター	0877-49-2220	<del>0877-49-1413</del>
	0877-49-2221	<del>0877-49-1156</del>

電子メールによる通報の詳細は、備讃瀬戸海上交通センターに問い合わせること。

(3) 書面による場合

通報様式に記入し、~~水島海上保安部備讃瀬戸海上交通センター~~に持参、又は郵送

住所 〒~~712-8056~~ ~~岡山県倉敷市水島福崎町 2-15~~ ~~水島海上保安部航行安全課~~  
~~769-0200~~ ~~香川県綾歌郡宇多津町青の山 3810-2~~

4 検疫錨地は、徳山湾中央部の第3区内(34° 00.4' N 131° 44.9' E)及び笠戸島南部東方の第4区内(33° 56.5' N 131° 51.6' E)にある。

5 危険物積載船舶の錨地は、第1区～第3区に指定されている。

(1) 第1区：蛇《サ》島(目標の項参照)の北方(錨地名：蛇島北)

(2) 第2区：笠戸島(目標の項参照)の北方(錨地名：下松南)

(3) 第3区：新南陽岸壁(港湾施設の項参照)の南西方(錨地名：新南陽南1、2)、仙島(34° 02.6' N 131° 46.0' E)の東方(錨地名：仙島東1～12)、蛇《サ》島の南方(錨地名：大浦西1～6)及び給《スクモ》島(目標の項参照)の南方(危険物積載船舶及び各種船舶)(錨地名：給島南1、2)

また、危険物積載船舶以外の各種船舶の指定錨地が、第3区の検疫錨地付近にある。(錨地名：黒髪南1～10)

なお、詳細はウェブページで公開されている。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tokuyama/>

**注意** 台風等荒天時に、徳山湾西部の馬島、大津島及び黒髪島に囲まれる海域または笠戸湾南部に避泊する場合には、危険物積載船舶等の指定錨地を避けて錨泊するよう港長が指導している。また、仙島水道の航行について、事業者による運航経路及び自主規制がある。

港湾施設

第1区

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
那智ふ頭岸壁	34° 02.5' N 131° 48.2' E	40	7.5	5,000×1	
晴海ふ頭1～7号岸壁	34° 02.6' N 131° 47.4' E	1,240	6～12	5,000×2 15,000×4 30,000×1	1～4号の前面に険悪物がある。 ふ頭南端{3区}に9号がある。
晴海ふ頭物揚場	34° 02.8' N 131° 47.9' E	400	4	500 t 級	
港町物揚場	34° 03.0' N 131° 47.8' E	164	3～3.5	700 t 級	
港町ふ頭岸壁	34° 03.0' N 131° 47.7' E	210	5～6	3,000×2	
平野港岸壁	34° 04.0' N 131° 45.0' E	270	4.5～5	3,000×3	新南陽岸壁{3区}
平野物揚場	34° 04.1' N 131° 45.1' E	280	2～4	500 t 級	北東方に有る。

第2区

第1ふ頭岸壁	34° 00.2' N 131° 51.6' E	425	3～4	500 t 級	
第2ふ頭岸壁	34° 00.3' N 131° 51.2' E	480	4～7	700×2 2,000×4	北西側
		500	7.5～10	5,000×1 15,000×2	南東側

第3区

新南陽岸壁	34° 03.4' N 131° 44.4' E	185	10	10,000×1	
新南陽N6岸壁		240	12	30,000×1	
晴海ふ頭9号岸壁	34° 01.7' N 131° 46.9' E	280	14	60,000×1	

第4区

島田岸壁	33° 57.3' N 131° 55.5' E	180	5.5	2,000×2	
		130	7.5	5,000×1	
光井物揚場	33° 57.0' N 131° 56.9' E	300	3	500 t 級	

※上表のほか、会社専用の係留施設がある。

**架橋** 第1区新南陽に周南《シュウナン》大橋（高さ24m）が、第2区宮ノ瀬戸に笠戸大橋（高さ24m～26m）がある。また、第1区富田川河口に橋の橋脚のみ4基が残存している。

**架空線** 第2区宮ノ瀬戸の南口に架空線（高さ26m）がある。

**最大入港船舶** 2001年、タンカー BERGE STAD（160,467 t、喫水19.5m）が出光シーバースに係船した。

目標

三田尻地区

地物名	概位	備考
竜ヶ埼	34° 01.3' N 131° 36.6' E	埼頂は竜山（高さ66m）
錦山	34° 00.4' N 131° 34.8' E	高さ354m、山頂付近にパラボラ塔がある。
煙突	34° 02.3' N 131° 35.0' E	高さ約106m、赤白塗
煙突	34° 02.1' N 131° 34.9' E	高さ104m、赤白塗

中関地区

西泊埼	33° 59.9' N 131° 32.7' E	北西方至近の山腹に灯台がある。
-----	--------------------------	-----------------

西浦泊地

楞巖寺《リョウゴンジ》山	34° 03.9' N 131° 30.7' E	高さ370m
--------------	--------------------------	--------

水路

- 1 三田尻地区の竜ヶ埼西北西方0.4M付近から港奥の平和ふ頭に至る水路は、幅約110m、水深6.5～7.5mである。
- 2 中関地区の港口付近から港奥の中関岸壁に至る水路は、幅約230m、水深12～12.5mである。  
両水路とも灯浮標で表示されているが、掘下げ水路のため水路の両側は浅くなっているため注意を要する。

**航泊制限** 港内を航行中の一般船舶は引火による事故を防止するため、港内停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海域への立ち入りが港長により禁止されている。

**錨地** 三田尻地区の水路西側と中関地区の水路を挟んだ南北に、船型に応じた錨地がある。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
築地4号岸壁	34° 02.2' N 131° 35.5' E	260	7.5	5,000×2	
築地3号岸壁		180	5.5	2,000×2	
築地4号物揚場	34° 02.3' N 131° 35.5' E	600	4	500t級	
築地3号物揚場	34° 02.1' N 131° 35.2' E	120	4	500t級	
築地1号岸壁	34° 02.0' N 131° 35.3' E	240	5.5～6	2,000×3	
築地2号岸壁		130	6.5～7.5	5,000×1	
中関1号岸壁	34° 00.8' N 131° 33.8' E	360	5.5	2,000×4	
中関2号岸壁	34° 00.5' N 131° 33.7' E	520	7.5～8	5,000×4	クレーン
中関3号岸壁	34° 00.4' N 131° 33.5' E	480	12	30,000×2	

**台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会三田尻中関港分科会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：徳山海上保安部）

**海象** 海上はおおむね平穏である。台風の際には、しばしば高潮が発生する。

**水先** 内海水先区水先人会に要請する。(第1編第6章 水先の項参照)

宇部興産6号岸壁への入港船における水先人の乗船位置は、次のとおりである。

- 1 東方面からの入港船 (概位: 33° 51.2' N 131° 15.2' E)
- 2 宇部港沖錨泊船及び南方面からの入港船 (概位: 33° 50.5' N 131° 13.8' E)
- 3 西方面からの入港船 (概位: 33° 53.1' N 131° 08.8' E)

**目標**

地物名	概位	備考
煙突	33° 57.1' N 131° 14.0' E	高さ164m、灰色塗、化学工場構内
煙突	33° 56.9' N 131° 14.1' E	赤白塗、セメント工場内
煙突	33° 56.4' N 131° 11.0' E	高さ125m、赤白塗、石油会社構内
本山岬	33° 55.8' N 131° 10.8' E	先端は険しいがけ

**水路** 港則法上の航路はないが、各泊地に至る4水路がある。

- 1 内港に至る水路は可航幅約240m、水深約13mである。
- 2 東港に至る水路(宇部港東導灯(33° 56.2' N 131° 15.2' E、2灯一線058.2°)により表示)は可航幅約110m、水深5~9mである。
- 3 工業運河入口に至る水路は可航幅約100m、水深2.5~4.5mである。
- 4 港内西端の西部石油専用棧橋及び宇部興産西沖の山棧橋に至る水路は、可航幅約140m、水深約7.5mである。

いずれの水路も数基の灯浮標で表示されている。また、水路以外は主に冬季において、養殖施設が多数設置されている。

**錨地** 港城南端の本山灯標(33° 52.9' N 131° 15.0' E)の西北西方1.6M付近に検疫錨地がある。

1,000t未満の危険物積載船は、宇部港西防波堤灯台(33° 56.3' N 131° 13.9' E)の南西方1M付近に停泊場所が指定されている。

**航行上の注意** 山口宇部空港西側及び東側には航空法に基づく航空機進入表面区域が設定されている。

(問合せ先: 山口県山口宇部空港事務所 TEL0836-21-5841)

**港湾施設**

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
芝中東岸壁	33° 56.1' N 131° 14.9' E	162	7.5~8	10,000×1	クレーン
芝中西1号岸壁	33° 55.9' N 131° 13.9' E	270	13	50,000×1	
芝中西2号岸壁	33° 56.0' N 131° 14.0' E	240	12	30,000×1	
芝中1号岸壁	33° 56.3' N 131° 14.2' E	185	8.5	15,000×1	
芝中2号、3号岸壁	33° 56.3' N 131° 14.3' E	260	6~7.5	3,000×2	
恩田岸壁	33° 56.4' N 131° 14.7' E	240	4.5	700×4	
港町ふ頭	33° 56.6' N 131° 14.6' E	240	3~4	500×4	
新町1号、2号岸壁	33° 56.9' N 131° 14.4' E	260	5~6.5	5,000×2	
新町3号岸壁	33° 56.8' N 131° 14.5' E	90	3~4	2,000×1	
沖の山1号岸壁	33° 56.7' N 131° 14.1' E	185	7.5~9.5	15,000×1	



沖の山2号岸壁		185	8~8.5	15,000×1	
---------	--	-----	-------	----------	--

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

**架橋** 西港港口に興産大橋（高さ約25m）がある。

**架空線** 栄川運河の南口（高さ32m）と中央部に2架空線（高さ52m及び28m）、工業運河に（高さ44m）がある。

最大入港船舶 2017年7月、73,583 t の船舶が宇部興産 6 号岸壁に着岸した。

台風・津波等の異常気象時の対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、宇部・山陽小野田地区港内異常気象対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：宇部海上保安署)

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
宇部海上保安署 (港長)	0836-21-2410
門司税関下関税関支署宇部出張所	0836-21-7391
山口県宇部港湾管理事務所	0836-31-3311

引船 引船 (最大 4,400PS) がある。

通船 通船が多数ある。

補給 小型給油船がある。

廃油処理施設

事 業 者 名	申 込 先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃 重 質 油	廃 軽 質 油
西 部 石 油 (株)	0836-88-1111	0800~1700	ビルジ・水バラスト・ タンク洗浄水	水バラスト・タンク洗 浄水

医療施設

名 称	電 話 番 号
山口大学医学部附属病院	0836-22-2111
尾中病院	0836-31-2133

小 野 田 港 (33° 58.2' N 131° 09.5' E) (海図W1135) (JP OND)



(2021年10月撮影)

港種 港則法適用港・重要港湾

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
本港4号岸壁	33° 47.4' N 130° 59.5' E	386	3~4.5	700×6	
本港5号岸壁	33° 47.7' N 130° 59.6' E	150	2.5~4.5	2,000×2	
本港6号岸壁		110	5.5~6.5	3,000×1	
本港7号岸壁	33° 47.7' N 130° 59.7' E	130	5.5~6	5,000×1	
本港10号岸壁		370	8~10.5	10,000×2	
本港13号岸壁	33° 47.7' N 131° 00.0' E	260	11.5~13	40,000×1	クレーン
南港4号岸壁	33° 46.5' N 130° 59.7' E	440	1~4.5	700×7	
南港7号A岸壁	33° 46.6' N 130° 59.9' E	130	7.5	5,000×1	
南港フェリーA岸壁	33° 46.4' N 130° 59.9' E	195	6.5~7.5	7,500×1	
南港7号D岸壁	33° 46.5' N 131° 00.0' E	230	7.5	5,000×1	
南港7号B岸壁	33° 46.3' N 130° 59.9' E	260	7.5	5,000×2	
南港5号岸壁	33° 46.3' N 131° 00.0' E	360	5	2,000×4	
南港7号C岸壁	33° 46.3' N 131° 00.2' E	130	7.5	5,000×1	
南港10号岸壁	33° 46.6' N 131° 00.6' E	340	10	10,000×2	
松山ドルフィン	33° 48.0' N 131° 00.3' E	580	6.5~10	10,000×2	
松山木材岸壁	33° 48.0' N 131° 00.0' E	185	9.5~10	10,000×1	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

**架橋** 新北九州空港連絡橋（高さ約19m）がある。

**架空線** 本港北部の本港岸壁から同岸壁の北側にある木材岸壁付近の間に架空線（高さ約49m）がある。

**最大入港船舶** 2010年以降、71,178tの外国船舶が入港している。

**台風・津波等の異常気象時の対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、菟田港自然災害対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合わせ先：菟田海上保安署）

**荒天時の注意** 門司海上保安部では、北九州空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する海難を防止するため、次のとおり錨泊の自粛を指導している。

対象船舶：総トン数100t以上の船舶

自粛海域：北九州空港進入灯橋先端（33° 51.9' N 131° 01.9' E）及び新北九州空港連絡橋橋梁灯（C2灯）（33° 49.4' N 131° 01.3' E）から3M以内の海域

自粛期間：福岡県京都郡菟田町において暴風又暴風雪警報が発表された時から、同警報が解除されるまでの間

（問合せ先：門司海上保安部、菟田海上保安署）

海事関係官公署

名称	電話番号
菟田海上保安署	093-436-3356
門司税関菟田出張所	093-436-1458
福岡県菟田港務所	093-434-0585

**引船** 引船（3,000~4,400PS）がある。

**補給** 給水船及び給油船がある。

中津港 (33° 37.1' N 131° 15.2' E) (海図W1101、W1246) (JP NAT)



(2021年10月撮影)

**港種** 港則法適用港・開港・植物防疫の港・重要港湾

**概要** 周防灘の南西部、荻田港の南東方約15Mにある港で、大分及び福岡両県にまたがり、県境の山国川の河口両側に小祝《コイワイ》、吉富両漁港がある。この付近の距岸1～2.5M以内は水深5m以下で浅く、海岸付近は干出(砂堆)する。この港の東方約7Mに長洲港(33° 34.6' N 131° 22.1' E、港則法適用港)(JP NSU)が、東方約8Mに高田港(33° 34.9' N 131° 25.3' E、港則法適用港)(JP TKD)がある。

**水路** 中津港北防波堤灯台(33° 37.0' N 131° 15.0' E)の北東方約1M(南東側の和間ノ瀬に注意)から泊地内の公共岸壁に至る幅約230m、水深7～11mの水路があり両側は浅い。

**港湾施設**

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
田尻地区岸壁2号	33° 36.6' N 131° 14.7' E	270	3.5～4	2,000×3	
田尻地区岸壁3号	33° 36.6' N 131° 14.9' E	260	6～7	5,000×2	
田尻地区岸壁4号	33° 36.6' N 131° 15.3' E	200	8	6,000×1	
田尻地区岸壁5号	33° 36.7' N 131° 15.3' E	260	10～10.5	25,000 t×1	

**台風・津波等の異常気象時の対策**

台風・津波等による海難事故を防止するため、大分港等異常気象対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：大分海上保安部)

**補給** 給水ができる。給油施設はない。

**医療施設**

名称	電話番号
中津市立中津市民病院	0979-22-2480

泊地

**別府泊地** (33° 16.7' N 131° 30.7' E) 別府港の南部にあり、国際観光泊地が出来るまで港の拠点になっていた所である。市街中央部の前面には船だまりがあり、同船だまりの北隣にヨットハーバーがある。

**別府国際観光泊地** (33° 18.2' N 131° 30.6' E) 港内のほぼ中央部にある東防波堤と沖防波堤に囲まれた泊地で、定期船が発着している。

**亀川泊地** (33° 19.9' N 131° 30.0' E) 海岸から400m付近は錨地に適する。市街の中央部前面には**亀川漁港**がある。

**日出泊地** (33° 21.2' N 131° 32.0' E) 別府港の北端部にあり、日出町の前面は水深10~40m、底質は砂泥で、**碇瀬**及び**沖ノ瀬**のほか陰礁はなく、小型船の良い避泊地である。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W× 隻)	備考
第1ふ頭-4.5m岸壁	33° 17.9' N 131° 30.3' E	130	2.5~3.5	500×2	
第2ふ頭南-5.5m岸壁	33° 18.0' N 131° 30.3' E	100	5.5	2,000×1	旅客船用
第2ふ頭北-5.5m岸壁		130	5~5.5	2,000×1	フェリー用
第3ふ頭-5.5m岸壁	33° 18.3' N 131° 30.3' E	190	4.5~7	2,000×2	フェリー用
第3ふ頭-7.5m岸壁		135	7~12.5	5,000×1	旅客船用
第3ふ頭-12m岸壁		275	12~12.5	50,000×1	旅客船用
第4ふ頭-10m岸壁	33° 18.5' N 131° 30.3' E	280	9.5~10	30,000×1	前面に険悪地がある。

**台風・津波等の異常気象時の対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、大分港等異常気象対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：大分海上保安部)

**補給** 清水が別府泊地及び別府国際観光泊地で補給可能。

医療施設

名称	電話番号
別府医療センター	0977-67-1111
西別府病院	0977-24-1221

**海上交通** 八幡浜港及び阪神港との間にカーフェリー便がある。

1 港長との港務通信

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
もじほあん	ch16	ch12	常 時	徳山海上保安部	「もじほあん」を呼び出し、大分海上保安部への接続を依頼する。

2 港務管理者との港務通信

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	備 考
おおいたポータルラジオ	ch16	ch12, ch14, ch18, ch19	常 時	TEL 097-528-9521

**航泊制限** 港内を航行中の一般船舶は引火による事故を防止するため、港内停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海域への立ち入りが港長により禁止されている。

鶴崎泊地中央部の水路は錨泊禁止区域に指定されている。

**錨地** 港内には、1～7号及び**大分港新錨地**がある。

**港の東部にある大分港日吉原泊地北防波堤北灯台 (33°15.7'N 131°46.0'E) 北方に検疫錨地がある。**

**注意** 乙津泊地及び鶴崎泊地には自主運用基準が設けられているので、船舶代理店等に内容を確認すること。

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
生石ふ頭1～5号岸壁	33° 14.8' N 131° 35.4' E	295	0.5～4	700×5	前面に險悪地がある。	
生石ふ頭6・7号岸壁		245	6.5～7	5,000×2		
生石ふ頭8号岸壁		45	6	700×1		
生石ふ頭9・10号岸壁	33° 15.2' N 131° 36.2' E	160	2.5～6	3,000×2	前面に險悪地がある。	
住吉ふ頭1・2号岸壁		370	9～9.5	15,000×2		
住吉ふ頭3～7号岸壁		469	4～5.5	3,000×5		
住吉ふ頭8号岸壁	33° 15.1' N 131° 36.4' E	100	3.5～4	700×2	前面に險悪地がある。	
住吉ふ頭9～15号岸壁		570	3～4.5	700×7		
住吉ふ頭16号岸壁		105	4.5	3,000×1		
乙津公共1～3号岸壁	33° 15.7' N 131° 40.3' E	390	4.5～6.5	5,000×3	前面に險悪地がある。	
乙津公共4・5号岸壁		180	2～5	2,000×2		
鶴崎東岸壁	33° 15.5' N 131° 41.4' E	480	3.5～4.5	700×8	前面に險悪地がある。	
鶴崎西岸壁		420	2.5～5.5	700×4 2,000×2		
鶴崎廃油処理場1号岸壁	33° 16.0' N 131° 41.1' E	60	3.5	1,000×1	前面に險悪地がある。	
鶴崎廃油処理場2号岸壁		100	3.5～4.5	2,000×1		
大在公共1号岸壁	33° 14.9' N 131° 44.7' E	120	4.5	700×2	前面に險悪地がある。	
大在公共2号岸壁		230	3.5	500t級		
大在公共3～8号岸壁		540	4.5～5.5	2,000×6		
大在公共9号岸壁		160	7.5	5,000×1		
大在公共12～15号岸壁		520	3.5～7.5	5,000×4		
大在公共16・17号岸壁		425	9.5～12	15,000×1 30,000×1		
大在公共18号岸壁		150	3.5～4	500t級		
大在公共19号岸壁		170	10	10,000×1		コンテナクレーン
大在公共20号岸壁		280	14	50,000×1		コンテナクレーン

公共1・2号岸壁	33° 14.9' N 131° 46.5' E	260	7.5	5,000×2	
公共3～5号岸壁		270	5～5.5	2,000×3	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

**シーバース** 港内には多数のシーバースがある。

**架空線** 乙津泊地の奥（高さ63m）、小中島川（高さ約17mと約22m）及び大野川（高さ22m）に架空線がある。

**台風・津波等の異常気象時の対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、大分港等異常気象対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：大分海上保安部）

**海事関係官公署**

名 称	電 話 番 号
大分海上保安部（港長）	097-523-2197
福岡出入国在留管理局大分出張所	097-536-5006
門司税関大分税関支署	097-521-2691
福岡検疫所大分・佐賀関出張所	097-521-2394
門司植物防疫所鹿児島支所大分出張所	097-521-2690
九州運輸局大分運輸支局	097-503-2011
大分県大分土木事務所大分港振興室	097-558-5111

**引船** 引船が多数ある。

**通船** 通船があり、乙津川河口東岸の船だまりから発着する。

**補給** 給水船、給油船がある。

**医療施設**

名 称	電 話 番 号
大分医療センター	097-593-1111
大分県立病院	097-546-7111

**海上交通** 阪神港との間にカーフェリー便があり、西大分泊地から発着する。